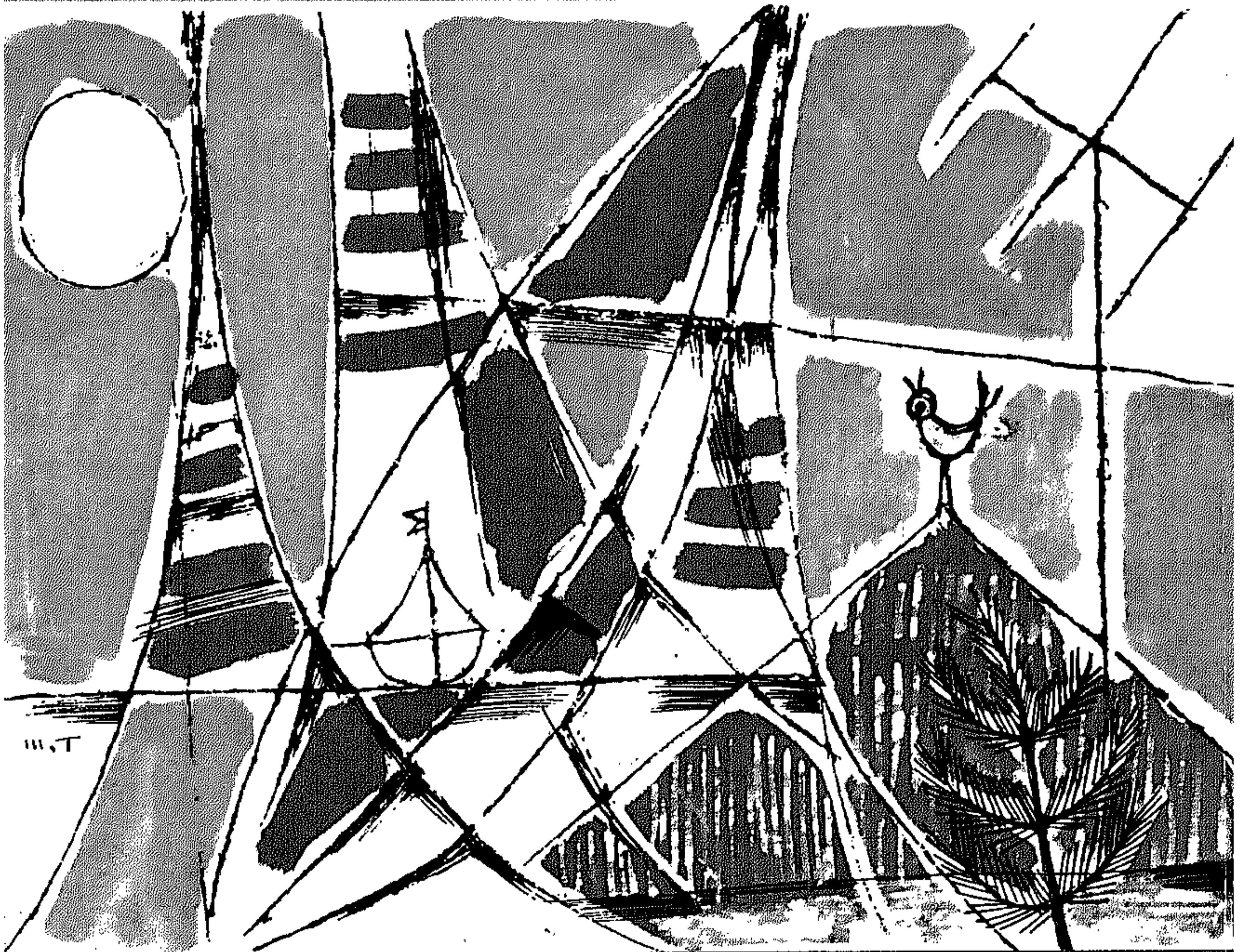


昭和28年5月30日発行 毎号定価100円 昭和29年5月5日発行（毎月1回50円発行）第12巻 第5号（通巻123号）

婦人少年者



- ◆ 第16回 婦人週間
第12回全国婦人会議の報告
- ◆ 年少労働者の就労状況

5 1964

婦人少年協会

第12回全国婦人会議出席応募者の状況

第1表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数				
都 道 府 県 名			応募者数	話 合 い 参加者数
北海道	北青 岩手 宮城 秋田	道森 手城 田	90	217以上
			34	184 "
			43	224 "
			68	288 "
			42	360 "
山形県	山福 茨城 栃群	形島 城木 馬	26	116 "
			22	72 "
			22	71 "
			19	110 "
			25	94 "
埼玉県	埼千 東神 新	玉葉 京川 潟	46	148 "
			29	130 "
			69	448 "
			42	162 "
			23	189 "
富山県	富石 福山 長	山川 井梨 野	115	391 "
			48	204 "
			30	109 "
			42	206 "
			57	363 "
岐阜県	岐静 愛三 滋	阜岡 知重 賀	28	169 "
			27	193 "
			131	848 "
			40	176 "
			23	177 "
京都府	京大 兵奈 和	都阪 庫良 山	35	133 "
			62	453 "
			91	534 "
			26	96 "
			29	92 "
鳥取県	鳥島 岡広 山	取根 山島 口	41	206 "
			62	522 "
			77	419 "
			94	272 "
			56	226 "
徳島県	徳香 愛高 福	島川 媛知 岡	27	138 "
			50	222 "
			46	622 "
			38	183 "
			61	161 "
佐賀県	佐長 熊大 宮	賀崎 本分 崎	26	119 "
			44	203 "
			47	193 "
			47	185 "
			19	40 "
鹿児島県			43	163 "
合 計			2,162	10,831以上

第2表 応募者の状況			
区分		応募者数	
総数		2,162	
年齢	20歳～29歳		219
	30歳～39歳		652
	40歳～49歳		694
	50歳～59歳		403
	60歳以上		95
	不明		99
学歴	旧大・旧高専卒		135
	新大・短大卒		93(3)
	旧師範大卒		172
	旧高女卒		931
	旧新高小卒		198(3)
	新高小卒		31
	高小卒		189
	小卒		39
	その他		144
	不明		230
	計		893
	農業		407
職業	あり	公務員	69
		栄養士・保健婦・助産婦・看護婦	32
		教員・保母	94
		工員・事務員・店員	113
		(電話交換手を含む)	
		商業・工業	66
	なし	医師・薬剤師	3
		和洋裁・料理・茶花道教授	27
		その他	82
		不明	962
		不明	307
	内職のあるもの		400
配偶者の有無	あり	計	1,730
		小	254
		死別	100
		離婚	6
		未婚	94
		不明	54
	なし	不明	178
		計	1,732
		1人	227
		2人	559
		3人	499
		4人	248
		5人	120
		6人以上	79
		不明	190
		不明	240
公職等	あり	計	480
		小	107
		公団役員	373
	なし	不明	1,020
		不明	680
		不明	
所団属体	あり	不明	1,549
		不明	210
		不明	403

(注) 1 学歴については、中退はその前の学歴に含める。在学はその学歴に含め内数として()に入れる。
2 「公職等」のあるものには公職と団体役員を兼ねるものがあるのでその合計は応募者総数と一致しない。



婦人と年少者 十二巻五号 目次

第十二回全国婦人会議報告のページ…… 現代の「貧乏物語」…… 大河内一男…… 8

現代社会における家庭の役わり

第十二回全国婦人会議の概況

特別オピニオンの席から

少数意見がはびきり出たこと…… 市岡あけ子…… 14

農業経営者としての主婦の声を聞いて

渡辺敏子…… 15

生活の年輪

出席者のサロニール

18

主婦の生活の変遷と家族法など…… 足立喜美子…… 16

勤労青少年の保護育成と教育機会の拡充について…… 年少労働課…… 18

年少労働者の職場適応を高めるための研究会から…… 年少労働課…… 19

ここにも年少者が働いている⑧…… 高谷かづ江…… 22

『産業カウンセリング』の実態⑧…… 見市公子…… 24

資料室

中高年齢者の活用について(労働省職業安定局)…… 25

年少労働者の就労状況…… 28

婦人界のうごき…… 29

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額…… 表紙 3

第十二回全国婦人会議出席応募者の状況…… 表紙 2

婦人少年局ニュース…… 表紙 3

表紙・扉…… 坂谷政義



第12回全国婦人会議特別講演

現代の「貧乏物語」

大河内 一男

私はこれから婦人会議の主題にちなんで、短いお話をいたしたいと思ひます。

話の題は「現代の「貧乏物語」」ということですが、「貧乏物語」などと申しますと、おそらく、だれもがすぐ思ひ出すのは、昔、京都大学の河上博士が大正六年に出版した「貧乏物語」という書物のことではなからうかと思ひます。

河上博士の「貧乏物語」というのは、大正五年の九月から十二月下旬まで、大阪の朝日新聞に連載され、翌年単行本として刊行された随想風の社会時評であります。これは、大へん名調子の文章で書かれており、現在でも読者に非常な感激を与えるものと思ひます。文章はともかくとして、その中に書かれてゐる、ものの考え方が、ちょうど現在の日本のいろいろな生活問題を考へる場合に、非常に大きな暗示を与えてゐるようであります。この博士の「貧乏物語」の冒頭の一句は次のよ

うになっております。

「英、米、独、仏その他の諸邦、国はいちじるしく富めるも、民は甚しく貧し、げに驚くべきは、これら文明国における多数人の貧乏である。」

この書物が評判になつたのは、その多少荘重で古風な文章の結果だけではありません。大正五年、六年という年は、ちょうど大正三年から始まつた第一次世界大戦の最中に当たつてゐます。日本も参戦国の一つではありましたが、国内が戦争になつたわけではありませんでした。戦争が始まると同時に、かえつて戦争を利用して、海外輸出が盛んになり、国内の軍需産業はたいへんウケに入つた好調子の時代が訪れました。いわゆる軍需景気でありました。今日ふうに申せば、経済成長がはげしかつたということになりましょう。

このように、軍需景気で世間が調子にのり、会社は笑いがとまらないくらいにもうかつた

り、「鉄成金」とか「船成金」とかいふようなものが簇生し、もうかつた金の使いみちもわからないくらいに世間が浮いた調子になつてゐた頃、それが大正五年、六年でした。しかし同時に、その反面、物価もだんだん昂騰してきて、やがては物価暴騰になり、特に米価の統制などのなかつた時代ですから、米の買い占め商人が横行し、庶民は日常生活に困るというような事態が非常なデンプで現われてまいりました。その結果は大正七年、全国を荒れまわつた「米騒動」であります。

このような背景のもとで、河上博士は、この「貧乏物語」を半年近く書きつづけたのであります。要するに博士が言おうとしたのは、日本に限らず、どの近代国家でも、その国の経済が繁栄を謳つたり、いわゆる経済成長がどんどん進んだり、戦争ブームがおこつたりするようない時代には、これをその裏側からみると、必ず多数の人間が貧乏に苦しん

だり、生活難に迫られる、あるいは災害が増大したり、家庭生活が破壊されたり、というような問題が、必ずまきおこされる時代である、それが河上博士の認識であります。「げに驚くべきは、これら文明国における多数人の貧乏である」と博士が書いているのは、そういう意味であります。

その当時、日本では、そうした「貧乏」について真面目に考えるものは誰もいなかったのです。ところが、京都帝国大学教授という、たいへん重々しい肩書きの法学博士河上肇という名前で、「貧乏物語」が書き出されたものですから、当時の日本人は気持の虚をつかれて、一体こんな問題が我々の足もとにはあるのだろうか、というような印象を非常に深くもったのだらうと思います。そういう点が今日でも、この書物を、日本のそうした面での古典の一つにしているゆえんだと思います。

今年の婦人会議の主題もこうした貧乏物語の着眼点と相通じるものがあるように私には思われます。

「現代社会における家庭の役わり」という主題ですが、副題を見ますと、日本の産業化、あるいは工業化といってもいいでしょうが、そういうものが日本の在来の家庭生活、家庭のしくみにどのようなショックを与えている

か、また今後与えるだろうか、というのが、問題のポイントのようであります。みなさんもお存じのように、ここ数年の日本は、経済成長であるとか、世界の中での「大国」であるとか、いろいろなことがいわれてまいりました。けれども同時に、そのような現象の裏側には、また高度成長の底辺をちよっと探ってみると、どういふ問題がそこにかくされているかということば、案外に真面目にとり上げられておりません。大正五年、六年ごろの日本人同様に、多少ともうわついた太平ムードのようなものが我々の周囲にただよっているのではないかと。私には、そういう感じがしてなりません。

皆さんのお書きになった多数の立派な感想文の中から問題の重要点だけを集約してみますと、例えば、農村をとってみれば、今日の日本の産業全体の高度成長の中で、農村はほとんど変貌している、つまり、在来の農家経済というものに非常に深刻な変調がはじまっている、農村には老人だけしか残らないとか、「主婦農家」という言葉でいわれているような、日本の農業経済にとっての危機が潜在的に進行しています。同時にまた、労働力の流動化というようなものがどんどんはじまっておりますので、若い世代が農村をあとにして都会に流れ出しはじめています。こういうことで、農業労働・農業経営に対

する婦人の責任が非常に大きくおおいかなさってくるわけですが、そういう中で一体、今後の日本の農村経済はどうふうを保っていくことができるだろうか、大丈夫だろうか、ということがあります。同時にまた、農家世帯の中の婦人を中心とした家事・家計というもの、ハウスキーピングというものを考えてみますと、たとえば育児の問題にしても、その他万般の家庭の仕事にしても、だんだん今まで通りの仕組みが保てなくなっています。一体どうやって男手のいなくなってしまう農家経営を主婦の手で責任をもって保っていくことができるのだろうか、そんな深刻な心配があります。

あるいは、主人が出稼ぎに都会に出ていってしまう、残された奥さんは夫婦生活をめくっても一つの不安定な雰囲気におちこむことになりましょう。

そういう意味で、日本の産業全体の高度成長の中で、広くは日本の農家経済全体が、あるいは農家の世帯や農家の中の人間関係が一つの危機におちこみつつある、こういうことをどうしたらいいか、という問題が提出されています。

これと同じようなことは都会でもみられます。労働力の流動化に関連して多数の共かせぎ世帯、特に年齢の若い層の共かせぎ世帯が、戦後の特殊現象であります。一方では、現

金収入を多少でも得なければならぬというさしせまった事情で共かせぎ世帯が始まるのですが、他面では、子どもがあれば「育児」の問題がどうなるか、あるいは年齢が上になれば、最近新聞で話題になるような、いわゆる非行少年などの問題を、本当に自信をもって始末がつけられるかどうかというようなことについて、さまざまな心配があります。

さらに、他方では、大企業、新聞その他のマスコミが、あらゆる手段を弄して「消費ブーム」をおおりにたてます。また、これにある程度誰もがまぎこまれてしまっています。共かせぎ世帯そのものが、その中でいよいよ不安定な家計の状況におちこんでいます。そういうふうにして日本の経済成長は、経済の面からだけみればすばらしいものですし、全体としては日本の高度成長率は数字の上だけでは、ほとんどふくらみをみせていることは確かですが、半面で、個々の世帯、その中での人間関係そのものが、農村をとっていても都会をとっていても、工場地帯をとっていてもホワイトカラーの世帯をとっていても、はなはだしく不安定な状態の中に、一年一年落ちこんでいく危険が、私には感じられてならないのであります。

ですから、今年の婦人週間の主題に右のような問題が選ばれたのも、至極正しい態度であると私は判断しております。

今日の婦人は一方で職業をもたなければならぬという必要と建前、またはその経済的な必要がさしせまっています。他方で、たとえば世帯の中での育児の問題、あるいはそれ以外の、家計をどうやって合理的に始末をつけるかという問題、このような二つの問題、職業をもつ必要性と、個々の世帯をどうやって合理的に保っていかかという問題を、今後どう正しく調整したらよいかということについて、現在は、誰もが十分な自信をもっていない、また今の日本の社会的環境が人々を、とくに家庭のなかの婦人を、そういう不安に追い込んでいるのです。

こういう点で、かつて、河上博士が「貧乏物語」のなかで指摘したような事態は、現在でもやはり、進行しているのだと思います。経済が高度成長をとげる中で、その裏側には、必ず多数の人間の生活危機、あるいは生活不安が累積しつつある、という認識であります。こういうふうにかえみると、それではこの問題を我々はどうのように処理したらよいのか、具体的にはどうしたらよいかということになると、おそらく妙案はないでしょう。そしてまた、感想文をお書きになった多数の皆さんのお考えの中にも、積極的はどうしたらいいかという対案は見当たらなかったように思います。

しかし、いずれにしても、時間をかけて、この問題と正面からとりくむことが、我々に残された唯一の正しい態度であり、消費ブームや経済の高度成長ムードというようなものの中に泳ぎまわるといふようなことは、我々がとるべき態度ではないと思いますし、同時にまた、だからといって、すべての前向きな問題のとりくみ方から身をこらしめて、すべて悲観的にだけ問題を処理しようという態度も、私は正しいとは思いません。

たとえ時間がかかるにしても、こうした認識の上に立って、今後の農村なり、都会なりの世帯が、どういうふうにしたならば、婦人が職業をもつということ、もたなければならぬという事態と同時に、また、婦人が育児や家事の遂行に責任をもつという、この二つの重要な要請を調整することができるといふことが、今後に残された、そしてまた、時間をかけて取組まなければならない問題だと考えます。

(東京大学総長・全国婦人会議選考委員長)

本稿は第十二回全国婦人会議開会式における講演速記録を整理したものです。

編集部

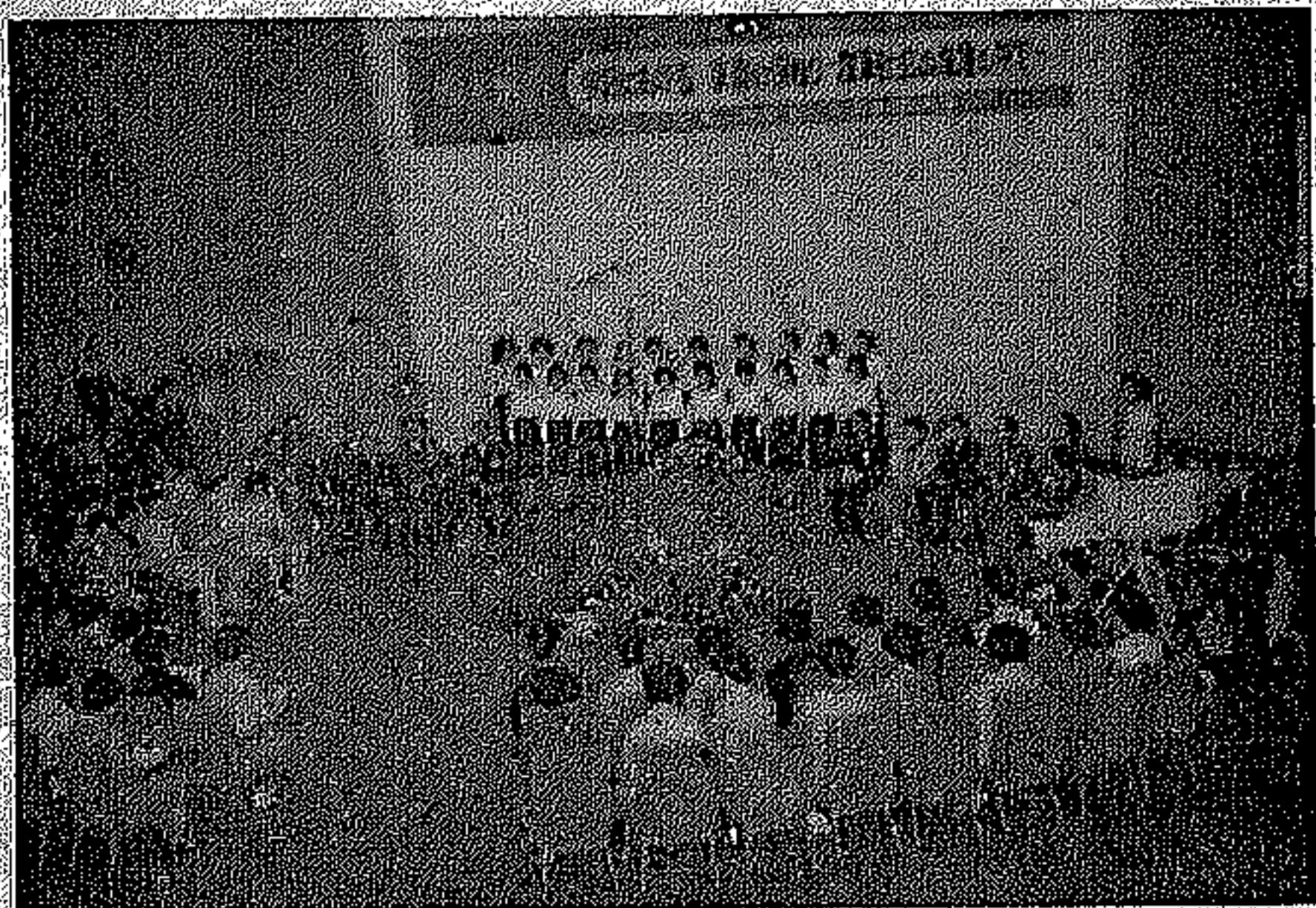
第十六回 婦人週間

今日における家庭の役わり

— 産業社会の進展の中で —

第12回全国婦人会議概況

第十六回に、四月十日から全国的に展開された。婦人週間は、この週間の中央行事である、本年第十二回「現代社会」の全国婦人会議は、NHKと共催で四月十四日から十七日までの四日間、テーマに「今日における家庭の役わり—産業社会の進展の中で—」により東京で開かれた。



— 開会式は世界の花の合唱で始まる —

学総長大河内一男氏により六十名が会議員として、この中から選ばれた。話し合いは農村問題を主とする第四部会のはかば、都市、農村の別なく混合で、この四つの部会に分かれて行なわれた。

全国組織を持つ婦人団体、労働組合から十二名の特別オブザーバーが今年も出席した。移動会議はテーマに即して、工場現場、都市衛生、精神衛生、安全問題等を考慮した場所を選び行なわれた。

今年には労働大臣の招待による、この週間のための外国来賓としてインドネシア共和国の社会大臣ルシア、サルジョノ女史が来日され、開会式では祝辞を、総会では講演が行なわれた。

例年この週間に寄せられる世界の国々からのメッセージは、今年は三十か国から百五通が寄せられた。会議のプログラム、部会での話し合いの概要などを次に紹介する。

プログラム

四月十四日—産経会館—

開会式—〇時三〇分—二時三〇分

合唱「世界の花」

合唱 東京放送合唱団

演奏 東京放送管弦楽団

指揮 土肥 泰

開会のことば

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

あいさつ

労働大臣 大橋 武夫

来賓祝辞

日本放送協会会長 阿部 真之助
インドネシア共和国 社会 大臣 ルシア・サルジョノ女史

会議員・部会リーダー紹介

記念講演

東京大学総長 大河内 一男
(全国婦人会議運営委員会委員長)

外国からのメッセージ

合唱「世界の花」

部 会 — 二時三〇分—二時四十分

話し合い

四月二十五日—虎ノ門共済会館—

部 会 — 二時三〇分—二時四十分

話し合い

ならびに一般傍聴者との質疑応答

四月二十六日

移動会議 九時—二時三〇分

工場・環境衛生施設・社会福祉関係施設等(会議員のみ)

四月二十七日—NHKホール—

総 会 — 二時三〇分—二時四十分

合唱「世界の花」

合唱 東京放送合唱団

演奏 東京放送管弦楽団

指揮 土肥 泰

第一部

あいさつ

日本放送協会教育局長 長 浜 道夫

経過報告

労働省婦人少年局長 高 橋 展子

各部会討議内容報告

会議員・リーダー

全体での話し合い

部会リーダー・会議員・傍聴者

司会 鎌田 曜子

第一部

特別講演

インドネシア共和国社会大臣

ルシア・サルジョノ女史

アトラクション

歌と歌唱指導 ポニージャックス

演 奏 矢野康子クワルテット

閉会のことは

労働省婦人少年局長 谷 野 せつ

第一部会

この部会では、①産業化が家庭にどのような変化をもたらしたか、②家庭生活の変化がもたらした問題、③家庭と社会の3つの討議テーマについて話しあつた。

1 産業化が家庭にどのような変化をもたらしたか

まず、家庭内の仕事の変化について、それぞれの体験により実態をみつめ、共通の問題を引きだすことから始められた。農村の会議員からは、五、六年前までは家族みんなでやっていた農業が、夫と息子が他の職業についたため、主婦が全責任を持っている。また専業農家では将来にわたる営農方針の岐路に立ち、副業として養鶏・乳牛を始めたが、いままで以上に労働過重になるという事例や、中小企業や商店の主婦は、人事不足から

客の応対、商品の仕入れ、帳簿付け等で

忙しく、そのおひまに家事をするので、

子どもの生活が片すみに追いやられてい

る悩みが語られた。以上のように、主婦

の負担が重くなった反面、家庭用品の電

化、機械化がすすみ、あるいはインスタ

ント食品や、レディメイドの品物の普

及により、家事労働にも変化が生じた。

インスタント食品も、少し手を加える

心づかいで、けっこうおいしくたべられ

た。忙しい時に、夫や子どもでも調理で

きる利点があげられた。これらを通し、

婦人は一生家事に従事し、家事労働は妻

のみがするものという既成の概念のタガ

はずされ、各家庭の事情や個性により

異なるが、家族間の仕事の分担にも変化

が生じている現状があらわれてきた。

リーダーからは、女性と家庭に帰れ、

という論があるが、なぜ主婦の仕事がふ

えているのか、どうして家庭管理以外の

仕事を持たなければならぬのか、夫の

賃金が多くさえあれば、共かせぎをし

くない人もいるだろうし、自分の能力を

生かすために積極的に社会に貢献したい

場合もある。結局、夫ひとりの収入で

余裕のある生活ができる社会になること

が望ましいが、その日がくるまで共かせ

ぎをしなければならぬ家庭では、育児

2 家庭生活の変化がもたらした問題

まず、リーダーから、生産の単位としての家庭の機能は少なくなったが、一方では、いかにこの場として「情緒的安定をはかる場」また「子どもの人格形成の場」としての家庭の役わりが重要になってきている。家庭が精神的安定の回復の場としての役わりを果たすためには、家族の間の愛情を保っていくための特別の配慮が必要になってくる。そうするとこれからの家庭に期待されるものも、婦人の社会的進出というこの二面の間で、ジレンマがおきて、問題は一時代前より複雑化してきているという提言があつた。

ここで、共かせぎの場合、特に、子どもがぎせいにしているのではないかと、いう点が問題とされた。そして、経済的な必要性から働いている人は半分以上で、残りは文化生活を楽しむため、いまの時代のムードに乗って働く人が多い、もっと自分の生活をみつめるべきだ、家事労働を価値ある仕事として評価すべきである、等の意見が出された。育児のために共かせぎをやめなければならなかった会議員から、児童心理学者によれば、子どもが三歳になるまでは、母親がそばにいてやる必要だといわれ、そこで、この期間育児休暇が認められれば、再就職も容易になり、安心して育児に専念できるという、切実な、新しい要望が出された。

第一部会

リーダー 磯野富士子

会議員 (日本女子大学講師)

吉田澄江 (岩手)

奈良たか (秋田)

丸山淑子 (栃木)

家徳すみ子 (東京)

北川倫子 (石川)

杉原美代子 (福井)

加藤綾子 (岐阜)

佐藤真巳子 (大垣)

北邨智福 (奈良)

秋房昌子 (鳥取)

杉山竜子 (山口)

柳千重子 (香川)

野中喜美 (高知)

重松ヒサ子 (佐賀)

森岡陽子 (福岡)

第二部会

リーダー 日高六郎

会議員 (東京大学教授)

後藤卓子 (秋田)

渡辺弘子 (福島)

松井八栄 (群馬)

山崎弘子 (埼玉)

山口綾子 (神奈川)

笠原さい子 (新潟)

乙谷延子 (石川)

鷹野いさ子 (山梨)

片桐やよい (岐阜)

柴田光子 (愛知)

海老原弥栄子 (滋賀)

長谷川つじ子 (鳥取)

酒本早智子 (岡山)

武久成子 (佐賀)

谷口恭子 (熊本)



—第1部会の状況—

農村の学童や、かきっ子の問題についても、地域の公民館等の施設を解放して、学童保育の場をつくってほしい、という声があった。

リーダーからは、社会全体の問題として、児童手当や、育児休暇も国の政策としてとりあげられるように声を反映させるよう助言があった。

つぎに、子どもが成人して「母親卒業」後の「第三の人生」の問題については趣味を生かしながら、子どもの福祉につながる仕事をしたい。ペン・グループで、老人ホームの建設を実現したいと語りあ

っている。実際に遊園地をつくったり、環境衛生の改善に力をそそいだという事例も出されたが、第三の人生を、よりよく生きるためには、その時になって考えるのではなく、若いうちから社会的な視野を持ち、仲間ともつながりを持ち、問題をもって生きる必要があり、そのような心構えが大切だと話された。

また、その年齢になって社会奉仕などの活動をしようにしても、老後の経済的な基盤がしっかりしていなければ問題が起るのではないかと、という意見があり、これに関連して、現在では子どもに「投資」をして、将来面倒をみてもらうと期待しても、実際上は不可能な場合もあるにもかかわらず、学力偏重の風潮にまきこまれる子どもに、学歴さえ与えておけば老後は何とかなる、という点からも、受験地獄に子どもを追いやっていくが、能力にふさわしい道をすすませるべきで、過度な「教育投資」には、批判的な意見が多かった。

しかし、何よりも社会保障制度として、老齢年金の増額が強く要望され、老人ホームの増設や、病気の老人で身寄りのないという人のために、家庭奉仕員制度の促進等が熱心に討議された。

リーダーからは、英国における奨学資金制度の話の後、恵まれない老人—底辺の生活者を含めて—の問題を解決しなければならぬ。そのためには、まず貧乏退治をし、まともな生活の基礎を考える

心が大切である、老人の、たべることと精神的孤独の解決も、文化国家のとりべき当然の道である。身寄りのない老人のホームは、社会保障として最低限必要なものとして要求し、その他の方法のどれ人にはまた別の方法、というように弾力的に考える必要があると助言された。

その他民法における相続権についても、夫の死亡後、妻の相続分が1/2であることをめぐり、熱心な質疑があり、その不合理な点や、死亡後のごたごたを防ぐため、遺言ではっきり決めておく等、妻の財産権を守るために民法を勉強し、再検討してみることも話し合われた。

3 家庭と社会

以上の話しあいから、産業化が家庭と社会におよぼす影響により、家庭の独立性が失われつつあり、昔のように、家庭内を守る良妻賢母であるだけでは、家庭の幸福は維持できないことが認められた。家庭生活を守るために必要な社会的条件として、消費ムードの強い中で、商品に対する消費者の監視が常に必要であることや、育児休暇、児童手当、老後の社会保障などについても、夢物語りに終らせないよう、社会組織との関連において問題をみつめなければならぬことが話し合われた。

それらの条件を実現させるには、どうしたらよいかについて、リーダーから、自分の時間なるべく作るように努力して、「母親卒業」後の第三の人生に歩み

第三部会

リーダー 古谷綱正（評論家）
会議員 柳引恵子（青森）

猪野康千（宮城）
鈴木きよ（千葉）
大河原信子（神奈川）
川口洋子（富山）
中村登代子（長野）
川合登美（静岡）
城美喜（三重）
辻雪枝（京都）
湯浅夏子（兵庫）
今岡一子（島根）
宮本泰子（広島）
脇水成子（愛媛）
橋本政子（福岡）
植嶋志津江（大分）

第四部会

リーダー 松原治郎（東京学芸大学助教授）
会議員 倉島静（北海道）

長南てる（山形）
安達千寿子（茨城）
窪田百合子（千葉）
高畑幸子（富山）
百瀬初美（長野）
長沢章子（京都）
清水松代（和歌山）
万波公子（島根）
中村節子（岡山）
多田さち子（徳島）
岡本寿子（高知）
手光芳江（長崎）
日高キシユ（宮崎）
原田信子（鹿児島）

をすすめること。消費生活、入学試験等の問題も、マスコミや、その時代の風潮に流されず、まぎれまぎれ、その端をこめるよう、自主的な判断力を持って、積極的に実現の方向へ押しすすめるべきではない。明日からでも、みんなの問題としてとりくみ、いろいろな階層の人たちとも協力し、世論を起して、具体的な要求を中央に反映させ、実現したいものである、とのまじめの言葉で部会を終了した。

第一部会移動会議

東京都下水道局小台処理場を訪問した。下水道は、都市生活にとって欠くことのできない施設である。生活の環境をよくし、河川の汚れを防ぎ、街を美しく道路を守り、低地帯の災害を防ぐ。

更にこの下水を浄化して工業用水に利用することもできる。家庭や工場から出る汚水は、下水道を通り、この処理場に到達する。都内には現在、五か所の処理場があるが、その恩恵に浴しているのは、まだ都民の32%という、秋山所長の説明の後、広大な施設を見学した。

下水管渠から処理場へ流れこんだ汚水は、沈砂池でゴミや土砂がとり除かれ、前曝気槽(ほくそう)で空気とまぜ、第一沈殿池、曝気槽、第二沈殿池と順次送りこまれて行くうちに浄化されて荒川に放出される。浄化され終わったところには、金魚を飼ってあるほどで、荒川の水

より、はるかに清い水になっているという。底にたまった汚泥は処理工場で無機物にかえ、脱水して固型物(ケーキと呼ぶ)になり、肥料にも使用できるようになる。その過程を説明されつつ見学した。

議員からは、地方都市における普及状況について熱心な質問があった。蚊やハエの発生を防ぎ、産業化のいちじるしい進展に伴い起こる、し尿処理や工場廃液の問題をふくめ、下水道の完備が望まれると共に、生活に直結したこのような施設の必要性の関心を深め、それぞれの居住県や地域の現状と問い合わせながら、ここにもまた、産業化と家庭生活のうえで、大きな問題を考えさせられると、帰途のバスの中で話し合われていた。

第二部会

はじめにリーダーから、わが国におけるここ数年間の産業化の進展は著しく、都市・農村を問わず私たちの生活に大きな影響を及ぼしていることが話され、このような社会の動きのなかでの家庭の役割について、①職業生活と家庭生活、②消費ブームのなかで、③家庭のなかの人と社会、④子どもの教育と将来、⑤家庭と社会、の五つのポイントが提起され、それにもとづいて話しあいが進められた。なお、リーダーの編集による資料が

配布され、話し合いの参考として用いられた。

1 職業と家庭

農村では農業収入だけでは生活がまかないきれず、現金収入を求めて夫が工場等へ、あるいは農閑期に夫婦共々都会へ出かせぎにゆく傾向も最近急激に高まり、農事・家事の一切が主婦の肩にかかるといったことが、農村からの議員全員から報告された。

農村で主婦農家がふえる一方、都会でも共かせぎをする婦人が増加している。そこで、婦人が職業生活と家庭生活を両立させるうえでの最大の問題「育児についての討論に、最も多くの時間が費やされた。

乳幼児の時期には、人間形成の上から、精神的、情緒的成長を円満にさせるため、母親は家庭にあって子どもを見守るべきだとの意見に対し、婦人も経済力をもたなければ地位は向上しない、また経済面ばかりでなく、一個の独立した社会人として社会のために役立つべきだ、一度家庭に入った主婦は、七、一〇年間の職業経験の空白を埋めることはできない、しかも中年になってからの再就職はむずかしい、などの意見が出され、共かせぎを続けてゆくためには、保育施設の拡充、労働条件の改善、ことに労働時間の短縮、産前産後の休暇、また家族の協力、家事労働の合理化等が望まれるとともに、婦人自身も母親として子どもに対して愛情の注ぎ方について配慮がなされなければならないこと、また現在働いている婦人が協力して職場の条件を改善してゆく努力をすること、再就職を望む婦人のためにその機会が与えられること等が要望された。

なお、世帯主の収入だけでは生計が成り立たない、現代社会の不合理も追及され、社会保障としての老人手当、児童手当の支給増額が強く要望された。

リーダーから、職業労働、家事労働、社会的活動、いずれもそれぞれ社会的価値があり、従って、働く婦人は働くことの意義と目的を自覚し、職業生活のうえでの実力を養うこと、一方、職業を持たず家庭を守ることと専念している主婦も、これを低く考える必要はないこと等、多くの点について助言された。

2 消費ブームのなかで

私たちは消費ブームにまぎれまぎれはしないだろうか、という点について、まず耐久消費財の購入の問題が話題に上がった。これらの器具は活用のしかたによつては主婦の労働を軽減するものであるが、活用しきれずに死蔵する例も多く、また、家事合理化のために購入した器具の支払いのため、逆に内職に迫られるようになった例などが出され、各家庭において必要度、緊急度を考慮したうえで、計画的に自主性をもって購入すべきであることが強調された。また農村からは、新しい器具の購入についてもいえる

が、伝統的な冠婚葬祭用の家具什器等の新調も盛んで、二重の支出に悩まされていることが問題として出され、都市では住宅費、食費の値上がりも問題となった。

また消費生活の自主性を高めるため、主婦は商品知識を深めること、広告・景品等にまどわされないこと、また食品の人工着色等、悪い商品の排除についての関心も喚起された。

3 家庭のなかの人間関係

ここでは親子の同居と別居の問題について話しあいが集中した。

まず農村から、嫁姑の関係は依然として昔のままであり、とくに、貧しい農家では経済的なことで嫁姑の争いが起こることがしばしばである。嫁が内職や出かせぎして働くのは、一つには自分の自由になる現金を得たいからであることが話された。このように農村では嫁姑間の問題が絶えないにもかかわらず、資料によれば都市に比べて親と同居を希望するものが多い。これは、農家では老人もまた仕事の一部になっていくため、同居することが互いに便利のためであることが話された。

一方、老人側からみれば、都市・農村を問わず、社会保障の整わない現在の社会では、好むと好まざるにかかわらず同居せざるを得ない。老後の問題については、法的な裏づけと、社会保障の確立と、家庭の中の一人一人の心がまえとが

相まって、はじめて解決されるものであることが確認された。

4 子どもの教育と将来

高校・大学への進学率は近年急速に高まり、多くの中学校では生徒を進学組、就職組に分けて指導を行なっているが、とくに進学組に重点をおいて勉強するた



—第2部会の状況—

高かった。

一方、ほとんど全員が子どもを大学まで進学させたい希望を持っており、受験期の子どもの持つ会議員のなかには、きびしい受験勉強をさせたい、そのため進学・就職組を分けることもやむを得ないという意見があった。これは、子どもに学歴がないため社会に出てから、一生下積みの処遇を受けさせたくないという親の気持から出たものであった。

次に子どもに対して、将来どんな人になつてほしいかという問いに対しては、立身出世しなくても人に迷惑をかけないで、社会に少しでも役立つ人間、権利の主張とともに責任を果たす人、国際社会のなかの一人であるという自覚をもった人、そして、親をいつまでも忘れないで、といった希望が出された。

これは先にも出た、子供に対してより高い学歴をつけようとする希望とは必ずしも一致しないものであり、これに対しては、学歴による身分制が支配している現在の社会機構を改善していくこと、子どものための真の教育、真の幸福について根本から考えなおすことが結論として出された。

5 家庭と社会

個々の家庭は、それぞれ大きな社会につながるものであるから、婦人が家庭にこもってしまつては社会はよくならない。民主主義とは他人に迷惑をかけないということだけではなく、さらに積極的

にみな協力して社会をよりよくしていくことであり、それがすなわち家庭をよくしていくことにもなる。

婦人が社会活動に参加するためのグループづくりについては、まず話せる仲間を一人一人獲得していくこと、会合のもち方、活動の方法も、それぞれのグループに応じたやり方で進めていくことが、具体的な例とともに述べられた。

また家庭を守り育てていくためには、まず社会が平和でなければならぬ。婦人は、平和を守るために力を合わせていくということが話された。

最後にリーダーから、産業化による変革は民主主義の基盤の上で行なわれるべきものであって、また民主化されていまい面を今後ひまつつき改めていく必要があることが指摘された。

第二部会移動会議

訪問先の労働省産業安全研究所は、産業災害の防止についての調査研究を行なうとともに、災害防止に関する資料の収集、展示、安全に関する相談等を行なっている。そして事業所における安全施策の向上について援助し、あわせて広く一般に対して、安全知識を普及することを目的として昭和二十七年設立されたものである。

まず指導課長の案内で、附属産業安全博物館をみる。プレス、丸鋸等の作業機械や作業員が、ほんの些細な装備を備え

ることにより災害を防止しているのを一実験してみせたいで、なるほどと思わされた。さらに家庭安全、学校安全に関する資料も展示され、みな関心をひいた。

ついで講堂で、高梨所長から「安全」はただ気をつけるだけではなく、具体的に注意し、指示すべきことが話され、これもまた家庭・学校・地域社会・産業、いずれの安全にも通じるものであることを、あらためて身にしみて考えさせられた。

第三部会

この部会では産業社会の進展にともなう家庭生活の変容につき「婦人と職業」という面に焦点をあて、実生活に起る種々の問題点を中心に討議が進められた。この場合、単に婦人が雇用労働者として働くということのみならず、家内労働者として、私設託児所の保育ママとして、あるいは婦人会・PTA活動のため家庭を留守にするといった「家庭に主婦がいない」という状態から、起こる問題点を実生活のうえでいかに克服するかという姿勢で身近な、具体的な話題が中心になった。話し合われた主な内容は次のようなものである。

1 共かせぎと子どもの保育・教育
紡績女子工員として働く会議員から、二交替制の勤務時間のため子どもが学校



—第3部会の状況—

最大の関心事であり、その職業を継続することができるといふ点にも連なっている。この問題に対し、子どもが幼ない時期には、いまだ職場を離れ、家庭にもどき、子どもの教育に専念し、育児から手をはなれたら再就職するというのが好ましいという意見も出された。

しかし、現実には働かなければならない状態の中でどうしたらよいかに討議が集中し、家庭内の人間的・個人的な努力により解決できる体制について話し合った。まず、親と子の愛情の交流の必要性、母親が家を留守にするときは手紙を書き置いたり、テープレコーダーを利用するなど種々の方法が話し合われた。また、母親の外出の目的をはっきりさせ、子どもに、母親がどうして働かなければならないかということを知得させ、自主的な子どもに育てあげることが大切であるという意見も出された。さらに非行化を防ぐための愛情交流という意味だけにとどまらず、より積極的に学力低下を防ぎ、子どもの能力の伸長なども考慮する必要があるとの指摘もあった。

一方、これら人間の解決のみならず、共かせぎを可能にするためには社会的、政治的解決—保育所・託児所の設置等がはからなければならないことが話し合われた。共かせぎ世帯で子ども二人を預けると妻の月給全部が保育代として必要である。そのような費用を出しても、預かる人がいなくなってきたのが現状であり、公立の保育所の設置について働きかけることが先決問題である。託児施設設立のためできるだけだけのチャンスとアイデアを生かし、各地方公共団体に積極的に働きかける努力をすべきである。そのためにどのような働きかけをするかといった方法論、具体的事例が話し合われた。

2 婦人と職業

婦人が職業をもつということは、生きるための最低の保障、ある程度の生活水準を維持するためという経済的理由と、婦人の能力を開発し、視野を広げ、社会的連帯感を持って生きるといふ理由の二面を持っている。婦人が職業をもつ

という前提のうえに立って、家庭生活をどのように調整して働くかという、婦人と職業についての本質論について話し合われた。

この問題に対して、経済的余裕があれば家にいた方がよい、少なくとも子どもを育てる間は子どもの教育に専念したいといった意見も出されたが、共かせぎと青少年の非行化とを関連づけ、母親が家庭に帰れ、ということとは、せつなく前進しつつある婦人の後退になってしまふ。

共かせぎの増加により種々と派生的な問題が出てくるが、そのために家庭にもどるのではなく、その問題を克服してこそ意義があるのではないかという意見がこの部会では強かった。しかし、理想的な形としては妊娠・出産・養育時には無給休職のような形で職場をしりぞき、子どもから手がはなされるようになったら再就職できるといった制度を望む声が非常に強かった。しかし、一度退職するとその職場に復帰することがほとんど不可能なのが現状である。特に公務員・教職員などの場合試験制度などのため再就職はむずかしく、たとえ再就職できたとしても最初の段階からやりなおさなければならなくて、身分的にも不安定であり、雇用条件も悪くなる。再就職がむずかしいために、現在の職場にかじりつき

職場の人に迷惑をかける場合もあり、このことは、社会的にもロスである。公務員、教職員などの再就職を困難にしている

ものが制度上の問題であるなら、制度の改善を真剣に考慮すべきである。そして、各自の職場で後輩のため再就職の道を開いておくべきであると話し合われた。その他、産前産後の休暇、生理休暇などの働く婦人の権利の拡張が女性の職場をせびめているのではないかという意見も出されたが、産休補助教員などの制度の不備などが指摘された。

しかし、共かせぎをしなければならぬ根本的理由は、労働賃金の低さにあるのではないかという質問が出され、リーダーから年功序列の賃金体系、生産と分配、経済成長と設備投資の関係等についての話がされた。

3 家庭生活と消費

現在の消費攻勢の中で、必要なものをみきわめる眼を養うと同時に、消費者の組織化をはかるべきである。主婦の組織は本質的な消費者組織とはなりにくいが、商品に対する正しい知識を身につけ、購買者の声を反映するルートをつけることが必要である。単に新しい製品を購入しないということではなく、前向きな姿勢になって、たとえば、共同の洗たく機の利用といった、より効果的な方法をこころずるなど、自主性と計画性が必要であると話し合われた。

最後に農村人口の流出、農村の共かせぎについて討議が行なわれた。これについては、ある程度農村の労働力が流出することも産業社会の進展のうえからはや

むをえないのではないのだろうか。一方農業近代化のため国の資本が投下される必要があり、家をなるべく分化し、土地を集約化する方向にむかうべきであろうというリーダーの助言に続いて、農村の中に、その流れをばらばら考え方があつてはならないか、とすれば、そういう考え方を打破するために、農村の婦人はもっと力強く歩むべきであると話し合われた。

第三部会移動会議

相談業務に関する施設として、新宿区弁天町にある国立精神衛生研究所東京出張相談室を訪問した。この研究所は精神衛生法が制定される時、国会の附帯決議としてその設立が採択されたもので、現在は厚生省公衆衛生局の所管になっている。

相談室は近代的な、明るい晴和病院の中にあり、その相談室で精神薄弱部部長菅野氏より研究所の機構、沿革、仕事の内容について説明をうかがった。特に、生活がますます複雑になり、家庭・職場・その他の集団の中で環境に適応できなくなりノイローゼ、神経病、犯罪、非行などの社会問題が発生してきている。これらの社会的適応異常には幼少期の育児、親子関係にも要因があり、家庭・職場での精神衛生の必要が強調された。

第四部会

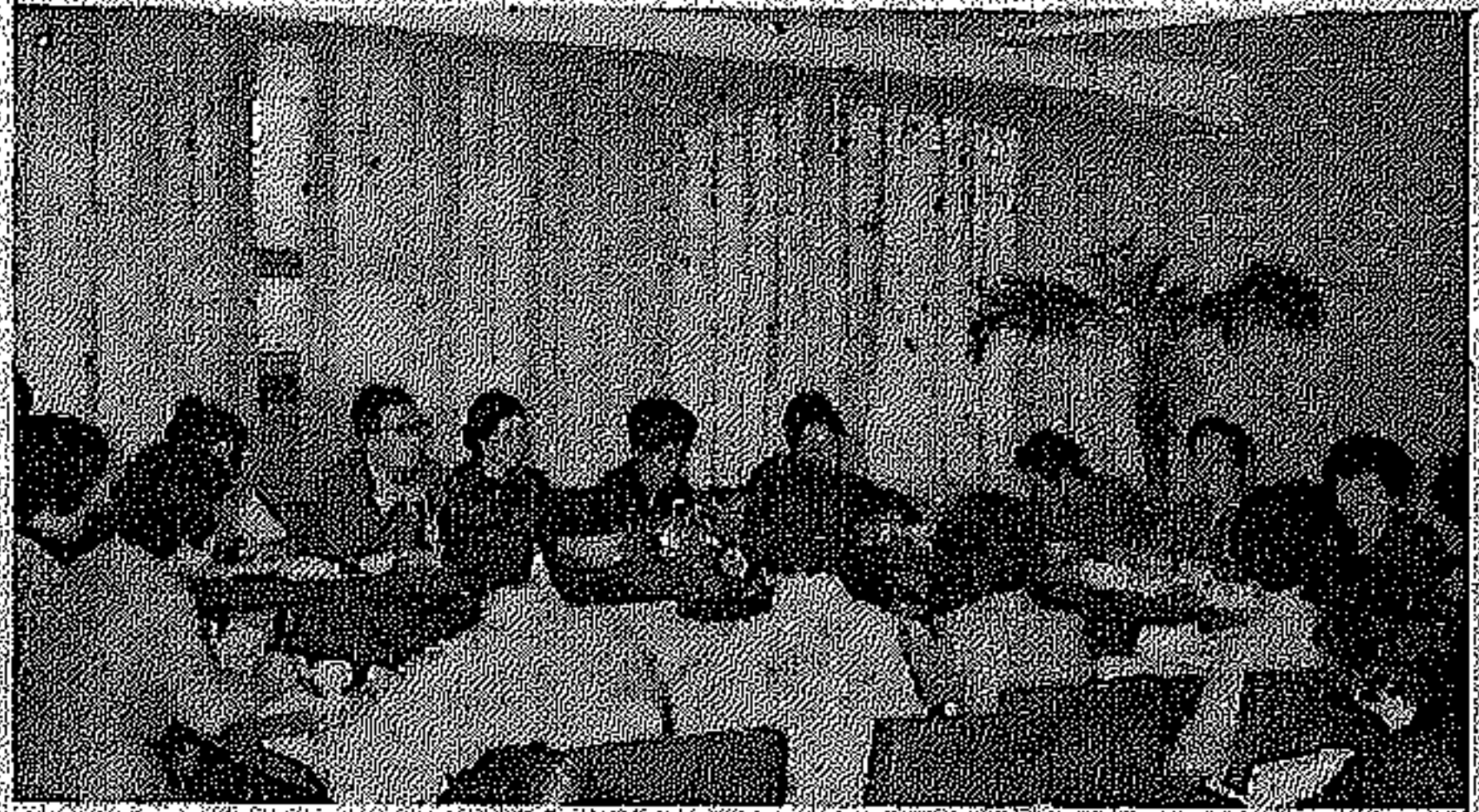
この部会の会議員は主として、農業生産に従事し、農業経営の責任も負っている婦人が多いので、家庭の問題にとりくむまえに、農家婦人が深刻な関心を示している農業生産の諸問題を中心に話しあいがされた。まず、会議員全員から経済変動の中の農家生活・地域社会の実情が話され、婦人の立場からの共通の問題が提起された。ついで、変動に対処する新しい家庭生活・家庭管理および農家婦人の社会的役割について具体的に話しあいが進められた。

1 生産活動をめぐる諸問題

冬期出かせぎが一般化し、若年層や零細農ばかりでなく、二ヘクタール以上の中農層までおよんでいる地域もあり、また男の出かせぎは伝統である地域でも最近では女が農業に従事し、かつ、冬期には若い母親も出かせぎ、土木工事などに出るなど、各地の出かせぎ、兼業化の一般化が話された。また、ことに若年層が出て行くため後継者問題は深刻であることと述べられた。

これらの根本原因は農業収入が低いことにあるとも話し合われ、すでに主婦農性、親子の愛情の交流が必要であることをあきらかに痛感する一方、家庭と職業を立

派に両立させようと新たな心がまえを持つて、相談室を辞した。



—第4部会の状況—

の勉強、経営能力向上によるコスト低下、夫たちを家庭に帰してほしいという意への努力、さらに流通過程の検討などが必要であり、これらについては農協婦人組織などがもっと生産者組織として十分の活動をする方向に向かうべきことがリーダーから助言された。また、新座都市指定につき全議員から賛否両論が出たが、リーダーから「すべての人がしあわせになるようにすすめるなければならないが、そのためには地方自治の責任者は巨大企業を誘引するだけでなく既存産業も引き上げるような施策も必要である。経済・行政のあり方をみなおし、個人でできるもの、組織でできるもの、をみきわめ、それに応じた解決方法をとることが必要だ」と助言された。

2 家庭生活の問題

出かせぎ農家の実情

兼業化、出かせぎの進行にかかわらず、農業生産は行なわれているわけで、その主力は婦人であり、農業生産を妨げている諸条件について各自から問題が提起された。その条件としては、蔬菜、酪農などの価格不安定、農業構造改革事業の不備、近郊・新座都市指定地域では農業地域計画が明確でないことなど協同化をはばむ自然的、社会的諸障害、農業技術指導を受ける機会が少くないことなどがあげられ、これらの問題をめぐり話し合いが深められたが、たとえば価格安定化のためには農家自身が技術や長期見通し

の勉強、経営能力向上によるコスト低下、夫たちを家庭に帰してほしいという意への努力、さらに流通過程の検討などが必要であり、これらについては農協婦人組織などがもっと生産者組織として十分の活動をする方向に向かうべきことがリーダーから助言された。また、新座都市指定につき全議員から賛否両論が出たが、リーダーから「すべての人がしあわせになるようにすすめるなければならないが、そのためには地方自治の責任者は巨大企業を誘引するだけでなく既存産業も引き上げるような施策も必要である。経済・行政のあり方をみなおし、個人でできるもの、組織でできるもの、をみきわめ、それに応じた解決方法をとることが必要だ」と助言された。

消費生活について

テレビはかなり普及しているが農家婦人にこそ必要な電気洗濯機の普及率は低いと、不作のときは耐久消費財の支払いに追われて苦しい、など農家の消費生活は一般に無計画だという意見が述べられた。農家では収入に見あった消費が行なわれるか否かについて計画性が必要である反面、正当な価値判断、すなわち、生存の最低水準をみたし労働力再生産をはかり、その上に、社会一般の水準にあった消費水準を確保するという消費についての姿勢が必要なのも話し合われた。つぎに、バランスのとれた消費についての話しになり、例えば食生活では乳製品、油脂が不足しがちのこと、農繁期に一そう栄養が不足することを認識した体験、農産物の売価は安く消費者物価は高いので自給自足を心がけている例が話された。しかし、地域によっては自給自足は食生活がかたよることが指摘され、市場を目標とした上で、広範囲な地域での自給の必要が話しあわれた。また、農家の収入は季節的変動が大きく計画・消費生活を営むために、月給制が話題となったが、その功罪が問題となり、「過

渡時には農協等が管理して月給制を行なうことも必要だが、生産と消費を一つにわくに入れるのは問題がある。一定設備に達すれば個々の農家が自主的に計画化すべきだ」というリーダーの助言があった。

交際について

冠婚葬祭等の交際が派手なことが話しあわれ、金額の多少によらず気持ちのこもったものとするべきだ、部落などでもとりきめる必要がある、などの意見が出たが、リーダーは、「従来農家の生活はすべて村生活を前提としてくみだされてきたが、今日はその実情が大幅変わってきており、家族を中心、個々の家庭の実情にあわせて合理的に行動する勇氣が必要だ」といわれた。

農家婦人の生活時間と生活設計

農繁期には生計労働が一日一〇時間を越える家事時間や余暇が十分でないなど一般的な状況が話し合われたが、その中で、草とりをしながらトランスジスターラジオをきくなど合理的な工夫をしている例、家事労働を一週間単位に処理している例などが話され、積極的に生活設計にとりくむ農家婦人の姿がうかがえた。

家族の人間関係

育児をめぐる嫁姑の育児方針の相違、育児の上でライオンが守れない等が話し合われ、これらの問題解決のためには嫁姑の心の交流をはかると同時に、家の構造改善など物的条件を整えたり、

合理的な役割分担の必要などが話しあわれた。

地域社会の住民として

必要にせまられ部落集会所をつくられた。保育所、上下水道などの生活環境施設が立ちあがっていること、それを整えるための主婦の組織活動が話し合われた。既存の組織は要求解決のためには十分活動しない状況にあるが、要求を解決するための組織としてグループを結成

全

国婦人会議に出席された会議員は十人十色の顔がある。そして、それぞれ、この機会に聞いてもらいたい話を持ち、この会議から何か、プラスになるものをつかんで帰りたいという意欲に満ちあふれている。六十人一人一人をで紹介したいのだが、第三部会の川合登美さんと、第二部会の加藤綾子さんのお二人に、休み時間をお話していただいて、直接お話をうかがってみた。

*地域での組織づくりに努力

川合さんは静岡市で、ご主人と二人で輸出用の漆器(オルゴールの箱)の仕上げを下請する家内工業を営む主婦である。家庭には二十歳を頭に、小学校六年と四年の子供がある。二番目にもう一人子供があったが、五歳のとき不幸にも溺めに

生活の年輪

会議員のプロフィール

し、これを積みあげて、変動に応じた組織としていくことの必要が助言された。

最後にリーダーは、変動する社会の中で流されずに生きていくためには、変動に立ちむかう姿勢を自主的に整えねばならないが、農家婦人のなかには、その芽ばえが育ちつづくと述べられた。

第四部会移動会議

江東区深川にある石川島播磨重工業株

落ちて亡くなった。親が仕事にかまけて十分子供をみてやれなかったためである。このことは今もなお河合さんの胸に深く傷あとを残しているのである。

産業の近代化が進んでいる日本にも、川合さんのように零細な家内工業を営みながら、日本の貿易に大きな貢献をしている方たちが今でも沢山ある。そうした恵まれない環境の中で少しでも近代化に近づくにはどうしたらよいか。これが今度、川合さんが婦人会議に応募を決意した動機である。

家内工業の場合、文字通りの夫婦共働きであることはもちろん、時間的にも八時間労働のサラリーマンとはちがって、起きてから寝るまで仕事にしばられている。地域にある五十戸ほどの下請の

同業者で作っている協同組合があるの、興味をもって一度總會に出席してみしたが、男ばかりの集まりで、男の会は結局、飲む会、で終ってしまふ。それでは

式会社東京第二工場を訪問した。

石川島播磨重工業は七事業部を擁するが、この工場は船舶部の造船場である。まず、京郷庶務課長から工場の概要につき説明を受け、また、工場での安全のために家庭内の人間関係が大切なことも話し合われた。

次いで京郷庶務課長の案内で四万五千坪の構内を見学。四五トンの起重機が縦横に走って船体が組み立てられていく壯

観に目をみはり、また、はるかに、最近進水した六万七千トンの第二亜細亜丸が巨体を横たえているのをながめた。ドックには米国船が入っており、日本の造船技術は世界でも屈指のものとのことである。

会議員は、農村の生活と都市の工場労働者の生活をいろいろ話し合いながら、帰途についた。

仕方がないので、その中に婦人部をつくらせて、主婦たちが話しあうことができた。視野も広がるだろうし、もっと生活を上向きにすることもできるのではないかと、自分の意見を流してみしたが、会合に出れば、その時間だけ収入が減るからといって、賛成を得られなかった。しかし、その後、商工会議所の理事の方々に実情を訴えたところ、理解して下さって、婦人の団体をつくるのに、援助しようということになった。今度は同業ではなく、同じ地域の商工組合やサンダル、ひな具などを造る零細企業の婦人たちが十二人で、ささやかながら会をつくることに成功して、川合さんの長い間の努力が認められたわけである。

*新時代の農村を築くために

第一部会に出席した岐阜の加藤さんは兼業農家の主婦である。ご主人と長男は山で木材を伐り出す仕事に従事している。ので一・三ヘクタールの田畑をほとんど加藤さん一人で耕している、いわゆる主婦農家である。もろの農繁期には一家全員が手伝うが。

加藤さんは所感文で、家族が仕事を

議できるのも平和なればこそなのだが、今後何らかの方法で手を取りだ、お互に平和を守りたい、と異口同音に言われ、適切な結びとなったのも嬉しいことでした。会合を終えて家族のまつ各々の家庭に帰る方々

（全国友の会）

「農業経営者」としての

主婦の声を聞いて



渡辺 敏子

特別オブザーバーとして私の出席した部会は第四部会でした。この部会は「農村部会」といわれるぐらいに、出席者のほとんどが農村、しかも兼業農家の主婦たちばかりでした。

この特殊事情もあったためでしょう、話しあいはず「農業経営」についてでした。時の流れで、好むと好まざるとにかかわらず、いやでも自身が営農のにな手になってしまった主婦たちは、水を得た魚のごとく、目をかがやかし、いきいきとして話しあいました。

終戦後、職業軍人であった主人とともに、不毛の荒地を苦心して開拓された北海道の開拓農家の倉島さん。新産業都市の指定で、いつかは自分も農地を手放さなくてはならな

兼業農家の主婦が島仕事に忙しく追われるなかから、電気洗濯機・電気ガマ・電気冷蔵庫と電気製品をフ

ルに使って、本来の妻として、母としての時間を生み出すための努力。ドラゴンスタースタジオ持参で、教養・娯楽の二面をかねて行なう農作業。健康のため、さがし物についてやす時間が一月に四時間というデーターをとり、物の置き場所はすべて明示し、必ず使用後は同じ場所におさめるという訓練で浮かした時間を、自分の教養面にまわした主婦など、ユーモアのあふれた話しあいもされました。つまり、生産向上のために生産技術を高め、ともに生活技術も学び、高めていくと……。

続いて消費生活、生活環境、婦人組織問題等話しあわれましたが、端的にいえば、この部会では、営農と生活は車の両輪といわれるように、会員が現実のなかで、いかにより良い生活をするかについて話しあわれたということでした。

農家の主婦の生活時間が一日単位の時間設計から、一週間単位の時間設計に進められていく一例からも、生活の知恵を一つ一つ身につけていく心強さを感じさせられました。

（全国農協婦人組織協議会）

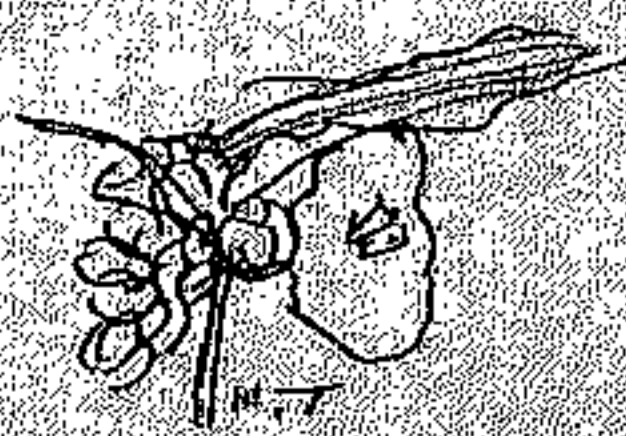
必要に応じて手伝うという形にしたいというのが、加藤さんの将来への設計である。加藤さん一家がこのように生活の切りかえができたのは、三年前、八十歳の老母が亡くなったからのことである。その前は、すべて古い習慣や迷信にしばられていて、絶対にそれを破ることは禁じられていたのだという。

加藤さんのいま、一番心配なことは、農家の嫁不足である。母親が農家の嫁はつらいとぐちをこぼすこともその一つの原因ではないか。もっと生産のよこびを知らせて、新時代の農家をつくり上げる楽しさを教えることが大切だと思う。農家の主婦も合理的に考えれば、自分で暇をつくり出すこともできるし、農閑期に勉強することもできる。これからは高校くらい出た人たちが農家のお嫁さんになって、新しい農村を築いてもらいたい。これが加藤さんの農村の未来像であるようだ。

加藤さんはこの会議で、産業化のしわよせの被害を受けている農家の主婦が、どうすればその被害をなくすことができるか、おぼろげながらその手がかりが得られたような気がする、と出席できた喜びを語っていた。

× × ×

お二人とも生活の年輪がしみじみと感じられる方たちであった。一粒の種はやがて日本の各地に根を張り、稔りをもたらすことである。（A）



主婦の生活の変ぼうと 家族法など

足立喜美子

婦人少年問題審議会婦人問題部会においては、主婦(妻)の地位に関係の深い法制と現実の生活との矛盾を把握し、それに関連のある家庭福祉政策について、次の三点を中心に検討している。

1 家族法からみた妻の地位

2 社会保障(現行制度)の面からみた妻の生活保障

3 家庭生活における主婦の役割

この審議会婦人問題部会の事務を担当している一員として、資料収集整備の過程において把握した若干の問題点を述べることにする。与えられたスペースの関係から前述の審議会テーマ三点に関連して述べる余裕がないので、前二者に関するものについて婦人問題の観点から把握していることをメモとして記述するの、いたるめ点は御教示いただければ幸である。

戦前においては、あらためて述べるまでもなく、婦人参政権はもとめられず、妻は法律上無能力者あつかいとされ、男女不平等賃金は当然のこととされるなど法制上の男女差はいちじるしかった。こ

夫婦・子供よりなるいわゆる中核世帯が六割となった。

一方、公衆衛生の普及、栄養状態の改善などによって、平均寿命はいちじるしく長命になったが、とくに、婦人の平均寿命の伸びが目立っており、昭和一〇年ごろの四九・六歳(男女差二・七年)に対し、三七年には七一・二歳となり男女差は五年となった。このように婦人の平均寿命が長くなった結果、五〇歳以上の婦人で夫と死別したものが多くなっており、四・五%である(男子の場合は一四%。

婦人の寿命は伸びたが、老後の生活は必ずしも安定しているわけではなく、戦前のように子供を頼りに生活しようとするものは急激に減少してきている。例えば、毎日新聞社人口問題調査会の調査によれば、昭和二五年には「子供を頼りにしている」と答えているものは五五%であるが、三六年には三五%である。

以上述べたことは、最近における家庭生活構造の変ぼうの一端にすぎないが、こうした現状を考慮の上、家庭における主婦(妻)の地位に関係の深い法制と現実との矛盾を検討しなくてはよいであろうか。わが国における一五歳以上の女子人口の世帯主との続柄別をみると、最も多くを占める(四八%)のは妻であること、また、最近いわゆる共働きが増加したといっても(二三%)有配偶婦人の五〇%は家事専業の妻である(労働力調査

昭和二八年)わけである。すでに述べたような社会・家庭生活の構造的変化に関連して、経済的に弱者である主婦(妻)の福祉政策を検討する段階に達したように見える。

1 家族法からみた妻の地位について

この点について婦人問題の立場から当面把握している問題点は、夫婦別産制、協議離婚、法定相続、扶養義務者とその範囲などであるが、ここでは夫婦別産制についてのメモを述べることとした。問題は婚姻中に夫の名義で得た財産についての妻の家事労働・内助の功の評価に關することである。

戦前においては、妻は夫に扶養されるものとされ、家事・育児などを行なうことは女のつとめという意識が一般的であったが、昭和三〇年ごろから主婦の家事労働の評価をめぐって有識者のあいだで論争が行なわれるようになり、一般の主婦のなかにもこの論争に関心をもちものが少なくない。この家事労働の評価についてはさまざまな見解があるが、主婦が家事・育児などの家庭管理を行なっているために、夫は心おきなく働くことができる点については多くの人の異論のないところのようである。昭和三六年に所得税法に「配偶者控除」が創設されたが、その提案の理由は、「夫婦の所得は一体としてみられるべきこと、夫だけが所得を得ている場合でも妻は家庭管理者とし

での責任を果たすことにより夫の所得の獲得に大きく貢献しており、妻は夫の得た所得の処分にも大きな発言権をもって「(当面実施すべき税制に関する各申)三五年、税制調査会」とのことである。

ところで、民法七百六十二条一項は夫婦別産制を規定しているもので、この所得税法の「配偶者控除」とは微妙な関係を生じ、これに関連のある問題が法廷で争われた結果、最高裁判所において昭和三十六年九月八日大法廷判決がなされた。この事実の概要は「原告は自己名義で取得した所得の確定申告をするにあたり、右所得は家事労働等家庭にある妻の協力によってえられた所得であるから夫婦の各自に平分帰属すべきであるとして、残りを妻の所得として確定申告したのに対し、税務署長が原告の妻の確定申告分を原告の申告分と合算して原告の所得として更正処分をし課税したため、国税局長に審査の請求をしたが、棄却されたので国税局長を相手に訴えをおこした。」のである。これに対し判決は憲法二十四条の解釈にふれた後で、「民法七百六十二条一項は違憲でなく、それ故に所得税法が生計を一にする夫婦の所得の計算について、民法七百六十二条一項によるいわゆる別産主義に依拠しているものであるとしても違憲ということではない。」とし、原告は敗訴し、最高裁判所は全員一致の意見で上告を棄却した。

(注)

民法第七六二条(特有財産、帰属不明財産の夫婦共有の推定)①夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。②夫婦のいずれに属するか明かでない財産はその共有に属するものと推定する。

夫婦間の財産関係は先進国と言われる国々でも問題がないわけではなく、夫婦別産制であるイギリスにおいても家政費に關する法律案が昭和三十八年に労働党のエイズ・サマース議員より提出された。この法律案は、妻が家政費の一部を貯蓄した場合、別に特約のない限り、その半分を妻のものとするを目的としたものである。この法律案の説明に際し、「現行法では、妻は自分の名義で貯蓄する権利を与えられていない。従って、何十年夫や家庭のために尽しても、自分の収入で買ったもの以外、家はおろか家具に至るまで何一つ自分のものにならない。もし婚姻が夫と妻の真の協力であるならば、このような貯蓄の持分については、妻は、夫と同等の権利を認められるべきである。」(国会図書館発行・海外ニュースガイド三八・七・九)この点について、共通財産制が法定制度であるドイツでは、夫の労働により生じた蓄財は半額を共有することになっているが、妻の貯金はその固有財産である。(これはポール・ビック著労働法(昭和八年)によるもので戦後変動がないかどうか確認してない)。

夫婦別産制がよいか共通財産制がよい

かは簡単に結論のでる問題でないようである。

参考までに、共通財産制であるフランスについてみると労働法のなかに「妻の賃金」という章があり、「第八条

個人的労働の収入及びそれにもとづく貯金に対する権利は、妻の独立的賃金及び配偶者の家計費分担に關する一九〇七年七月十三日の法律により決定される。」(フランス労働法令集)この一九〇七年七月十三日の法律について簡単に紹介するとはむずかしいが、前述のポール・ビック著労働法によれば、本法公布以前はフランス法は契約をせず婚姻した夫婦、いいかえれば大多数の労働者世帯の制度として共通財産制を法定しており、これを基盤とする家長権の濫用が問題となつた。例えば、夫がその固有の所得だけでなく、妻の僅少な賃金をも賭博又は酒場で消費することが少なくない。つまり、共通財産主たる夫は賃金が妻に支給されることに反対し、夫に交付されることを要求することは家長権の行使にすぎなかったのである。このような事態を改善し、「妻の権利を主張する新觀念と夫権の優勢に基づく古典的觀念との矛盾したる二觀念を妥協せしむる」のがこの一九〇七年七月十三日法で、夫婦財産制の下で夫と別の職業をもつ妻は賃金・貯蓄に關し全権を有することになったのである。フランス革命後一〇〇年以上もへて妻が賃金を直接受取る権利が法制化されたということはまことに興味深いことである。

2 社会保険(現行制度)の面からみた妻の生活保障

わが国の社会保険の現状は社会保険と公的扶助よりなり、その体系は複雑で給付は低額なことなど婦人問題の立場から検討を要することが少なくないようである。最近、社会生活の変ぼう、先に述べた平均寿命の伸びなどにより、社会保険制度改善のあわただしい動きがみられ、例えば、厚生年金保険の大幅な改正案が国会に提出されている。

いろいろ述べたいことは多いが、ここでは遺族年金を中心に述べてみたい。現行法では厚生年金保険の遺族年金の妻に対する支給要件は、夫の死亡当時(十八歳未満)がいないう場合は四〇歳以上とされているが、その年金は五五歳まで支給されない。しかし、この年齢制限を撤廃する案が国会に提出されている。ところで、夫である被保険者が犯罪行為(行政犯も含む)などで死亡した場合、または自殺した場合は妻の遺族年金は支給されないなど、社会保険の法律解釈としては当然なことであるが、妻の生活保障という点から見ると首をかしげずにはいられないことが少なくない。これらはほんの一例にすぎないが、その他にも遺族年金は、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法など

①下村ハルニシ著、田中三郎

— 第 20 回青少年保護育成運動によせて —

年少者の人格尊重という基本に立つた近代的な労務管理がなされることであり、さらには職場内外の生活における各種の欲求不満、緊張、葛藤等の内面的心理的な諸問題についての配慮が肝要であることである。大企業においては近時産業カウンセリング制度が採用され、労働者との面接を通じ問題の解決がはかられているが、特に中小企業には人的、経済的等の制約のため本制度の導入が困難視されている。労働省では本年度から、企業特に中小企業協同組合、商店会等の中小企業団体を重点対象として産業カウンセリング制度の普及促進を図り、年少者を中心とする職場適応を高めることにし、福祉の増進につとめることになった。勤労青少年の教育機会の拡充についても、余暇の確保が大切であり、これは労働条件の向上により始めて得られるものであり、また余暇利用の如何は品性の陶



年少労働者の職場適応を 高めるための研究会から

年少労働課

尚、人格の形成の鍵ともなるものであ、少年ホーム等があるが、その設定数も十分でなく、国・地方・民間団体等が一体活動等に善用する場としての施設が問題となつて、これら施設の全国的増設に拍車をかけなければならぬ。さらに勤労は、青年の家、ユースホステル、勤労青年少年の教育の手段として定時制高校・

高等学校通信教育、青年学級、職業訓練機関等があるが、利用の便宜は事業主の理解・協力に俟つところが大きいとともに、学習・生活と二重、三重の困難な制約の中にある本人の忍耐・努力もさることを強制的に強いるのがいやだった」(大紡績会社、女子工員)などの言い分がある。

仕事の内容に対する不満としては、「ウェイトレスはいやだ」「床屋はとてもつとまらない」というように単にその仕事がいやだ」とか「自分には向かない」という言い分が圧倒的に多い。年少者の職業選択の能力が十分でなかったこと、飽きやすい傾向、それに加えて若年労働力の不足という労働市場の好状況を最も反映している言い分である。

職場の雰囲気としては「友達があつたやめていくので、やめない方が悪いみたいだった」とか「会社の将来性が不安だった」「小企業で働いていることに劣等感を持っていた」などがある。

人間関係については、上役、先輩、同僚に対する不満がそれぞれ同程度に出てくるが、「上役がいやな人だった」と言つた者は、「友達があつたやめていくから」という理由を同時にあげている。

こうして、個別的にさまざまな理由を持つて前の職場を辞めた年少労働者の半数以上は離職後一週間以内に現在の職場を見つければ再就職している。また五八名中

最近、特に若年労働者の間に職場を次々とかえる者が増えている。しかも離職者の八割近くは自己の都合による任意退職である。このように若年労働者が転々と職場をかえる理由はいかに、なぜ職場にうまく適応することができなかったかをさぐることによつて年少労働者の職場適応をはかるための参考資料を得よう

と、婦人少年局では、昨年十二月、過去に離職した経験のある年少労働者五八人を訪問、面接し個別に話を聞いた。(以下「事例研究」と称する)

年少労働者の離職理由

これはまったく事例的な調査で、年少労働者の一般的な傾向を示すものではないが、一部の年少労働者の言い分として一応結果をまとめてみると、その離職理由は次表のように大別される。(任意退職については多いものの順に並べた)

離職理由	
任意退職	(1) 労働時間・賃金など労働条件等に不満があつたため
	(2) 仕事の内容に不満があつたため
	(3) 職場の雰囲気的なものやその他の不安のため
	(4) 人間関係がうまくいかなかったため
	(5) 他の職業へのあこがれのため
	(6) 家庭の都合
(7) 会社の都合による解雇および希望退職	

これで見ると、大部分が任意退職である。しかし決定的な、深刻な理由があつた者は少なく、あれもいやだ、これもいやだ、と一人平均三つ以上の理由を列挙している。一たんその職場をやめるとなると、なにもかも悪く見えてくるということもあるのだから。

労働条件については、「労働時間が長い」「給料が安い」という不満が多く、その他に「家事手伝いまでさせられる」「住込み店員」や「企業内の学園に通学

研究会の概要

以上が「事例研究」の一部に現われた年少労働者の言い分である。

この「事例研究」が一応まとまったのを機会に、婦人少年局では去る三月十六日、日頃から年少労働者の指導、労務管理に深い理解をしめされている事業主の方々にお集まり願つて、「年少労働者の職場適応を高めるための研究会」を開催した。席上、事例研究に現われた年少者の言い分に対して事業主側としての意見が出されたあと、年少者の職場適応を高めるために企業で実施している種々な対策について話し合いが進められた。教育訓練、特に定時制高校進学の問題、人間関係管理などが話題の中心となり、実際に年少労働者を扱われた経験からにじみ出る貴重な意見や方策が熱心に披露された。以下、研究会の概要を紹介する。

まず、年少労働者の離職の理由について各事業場での実情、および意見として次のようなことがあげられた。

「給料が安いという理由を述べる者がやはり多い。しかしよく聞いて見ると、賃金額そのものが安いというのではなく、友達より一〇〇円安いからというよう、周囲の仲間とのアンバランスが問題にされている。」(富士天然色)

「初任給が毎年急上昇するので、年齢差によってどうしても給料のアンバランスが起る。この点に不満を持っている者が多い。」(花山玩具)

「近くの事業場が週五日制にしたために大量に転職者が出たことがある。」(富士食糧)

「年少者はひとつの仕事長く続けることを好まない。すぐ飽きてちがう仕事をやりたがる傾向がある。」(日軽アルミ)

「寮生の間に出身地別のグループの結束が強く、他県の者と折り合えず退職者が出た。」(工進製作所)

「友達が次々とやめるからというようない理由は相当に多い。特に女子の場合顕著である。この中には同郷のよしみを通しての引き抜きもかなり含まれていると思われる。」(これは多くの事業場から一致して述べられた実状である。)

「残業があるのでいやだなどという離職理由は信じられない。ほかに潜在する理由があったにちがいない。」(日軽アルミ)

「仕事の内容がいやだとか自分に向かない」という不満は本人が納得して入職した以上離職の理由にならない。」(花山玩具)

結局「より労働条件の良い方へ転職するのは悪いとは言えない。安易に転々とさせないためにしっかりした職業観を持たせるよう、学校・職業安定所・企業の協力が必要と思う。」(カネボウ)という意見に強い反対はなかった。

さらに、島田製作所・富士天然色の二事業場から、「他の職場へあこがれて転職していった年少労働者が、期待どおりにいかなかったらしく、すぐもどって来たので、彼等の将来を考えて、すべて無かったことにして、欠勤ということにして再雇用してやった。」という異例の処置が紹介された。

次に教育訓練について各事業場での次のような対策が紹介された。

「就職者に対する指導は、家庭でも学校でもおろそかにされている現状では、職場に入ってから長期にわたってしつけ教育をすることが必要と考えて、毎土曜日の午後を集中教育の時間にあて、一年間続けることにしている。技術面の基礎教育を主体として、あわせて勤労意欲をうえつけることを目的としている。」(田島製作所)

「入社後一年たって、年少労働者が仕事に慣れ、飽きてくる時期をとらえ、専門家に依頼して人間形成のための教育をおこなっている。」

「入社後一か月間を養成教育期間とし、若い先輩の養成係によって合宿訓練をやらせている。仕事上のことから日常生活のしつけにいたるまで訓練する。若い指導者による教育訓練の方が教える側にも教えられる側にも効果がある。」(カネボウ)

「自己啓発のチャンスを設定するという目的で、地区の教育委員会と提携して、企業内に青年学級を設けている。」(富士天然色)

加えて、「企業内の学園で洋裁・料理等を修了してもなら社会的に評価される資格を与えることができないという悩みがある。この点について、労働省などでなんらかの援助をしてほしい。」(カネボウ)という要望が述べられた。

や、定時制高校進学をすすめる、学費の一部を会社で負担してやってくれるが、企業としては、事業内訓練生になってくれることの方を望んでおり、したがって、訓練を修了した者の方を優遇する制度をとっている。」(工進製作所)

「交替制のため、定時制高校を利用することができないので、通信制高校へ集団入学させているが、約半数が途中で落伍してしまい、問題となっている。」(カネボウ)

「定時制高校卒業生のために、本年度から資格認定制度を設けることになった。」(富士天然色)

「たとえ卒業後その資格が適切に活用されるようなシステムになっていても、学校側で、みさかいなく職業斡旋をするので転職していく者が多い。このために定時制高校進学を喜ばない事業主もあるのだらう。この問題を解決するためには、学校の先生と事業主の密接な連絡、協力が必要だと考えている。」(日軽、田島)

定時制高校進学については、年少労働者のために良いことだと理解はしているが、事業主としては、卒業後定着してくるかどうか大きな不安を感じさせられるので、奨励することをためらうという状況もかなりあるようだ。この点をほつきり割りきって全面的に定時制進学を奨励し、次のような独特のシステムを採用しているという事業場もあった。

「定時制高校進学希望者だけを採用して

いる。したがって就職と同時に定時制へ入学することが条件となっている。まず最初に、卒業後も今の会社へ定着する者(A)、卒業後は希望のところに転職すると決めており、今の仕事はアルバイトだと考えている者(B)とA・Bどちらとも決めていない者の三クラスにできるだけ選別して、それに見合う勤務に配置する。当面の待遇については卒業するまではクラスによっていっさい差別をしていないが、将来の給料即ち退職金や社株の割当て、幹部教育の実施などについてはクラスによって差別するのが当然と考えられている。こうしておけば、転職していく者があってもそれによる支障、損害を最小限にとどめることができる。

科目やコースの選択は本人の自由にまかせてあるし、卒業後転職したい者には好きなようにさせてやると、初めから割りきって考えている。卒業後、適当な転職先が見つからずに困っている従業員には、再就職先の世話までしてやることもある。このシステムは従業員に喜ばれ、転職していった者が自分の後進を紹介してくるので、私の所(規模四十人)では、毎年人集めに走りまわる必要もなく、完全に求人充足することができている。(花山玩具)

人間関係管理、相談業務の採用については次のような対策や意見が出された。

「給料日には仕事を半日で終りにして、

午後は社内全員が一堂に会し、反省、予定連絡といったことから、社員の誕生祝い、レクリエーションなども行なうことにしている。この会の議長には勤続六か月以上の者が輪番であたることになっている。また、社内の地位別、入社年代別にグループをつくり、月に一回、社長を加えて親しく語り合う会をグループごとに設けている。不平や不満がこうした気楽な話し合いの機会に自然にあらわれてくるので、このプランは明るい職場づくりにかなり効果をあげている。

「不平・不満の早期発見を目的として、退職していく者に面接を行なっている。そこで出た不平・不満を第一線の管理者までフィード・バックさせることによって効果をあげている。」(田島製作所、富士天然色)

「労務担当者が寮に泊りこんで若い従業員と生活をともにしているうちに、相談を持ちかけてくる者が日毎に増えて彼らには悩みが多いこと、また身近な相談相手を手を求めていることを改めて知った。」(工進製作所)

「若い女子従業員ばかりなので、男女交際について悩んでいる者が多い。こういう種類の悩みを相談できるような制度なり機関の設置を計画しつつある。」(カネボウ)

「年少者の指導には家庭との連絡を密接に保つことが肝要と考え、年少従業員の給料の明細、貯金のおし入れの状況などを毎月親元へ報告してやっている。」(工進製作所)

「苦情処理は以前からやっていたが、最近、面接担当者も、労務係の中の一若くておとなしい人物にかえたところ、苦情がスムーズに受けあがらるようになった。」(岡本ガラス)

「年齢的なギャップを超えて話し合いのチャンスをつくるために、老若いりみだれての職場懇談会を設けている。その他、若い人には若い指導者という原則にたって、伍長とかレクリエーションや寮のリーダーなどはすべて若い人をあてる方針ですすめている。中高年者が自分のスケールにあてはめて若い人をはかるうとするのは非常に危険である。」(日軽)

出席者

カネボウ練馬工場 伊藤 兵次
青梅緑物協同組合 榎戸 光治
岡本ガラス株式会社 岡本 一太郎
全国酒販信用連盟 酒井 清作
富士天然色写真株式会社 坂野 敏明
株式会社三和電気製作所 永野 武
株式会社工進製作所 西 信一
株式会社田島製作所 延原 誠二
日軽アルミ工業株式会社

株式会社花山玩具 長谷川 晋
富士食糧工業株式会社 花山 直康
榎田 喜郎

(労働省側)
婦人少年局長 谷野 せつ
年少労働課長 渡辺 孟
年少労働課長補佐 高崎 節子
中村 知弥

(17ページつぎ)
各種保険によって支給条件が異なるなど検討を要することが少なくないが、単的に言えば社会保障として寡婦の生活保障はいかにあるべきかという基本的姿勢はまだ確立されていないように見える。戦前においては家族制度が寡婦の生活をみる体制にあったが、既に述べたような小家族化の進行にともなう寡婦の生活は社会保障によらざるを得ない現状になっているのではあるまいか。この場合、寡婦はあわれなもの故、年金をもらってはそぼろ生えればよいという姿勢でなく、高齢者でない者には職業につくための教育の機会を与え、その間の生活費を社会保障が行ない、そのあとは職業人として胸をはって生きてゆける体制がのぞましく、事実、そういう姿勢が婦人のなかにも芽ばえているように見えるのである。

(婦人少年婦人課職員)

た。けられ

でも三〇%である。秩父ではこの四か年で二五%から一〇%に激減している。

い「現代っ子」年少者を迎えるため中小企業、商店の労働条件その他は引きあげられ、大企業との格差はうめられてきた。

(二)働く年少者に関する限り横断的な市

でどうという夢よりも昼間働いている時の苦しさも学校へ行くと忘れてしまう。

○阿綿に改訂されて一ある。有進結果をみると事業場・職場をえらんだ理由とし

社会的相場で迎える現代年少者は大半は

通勤二〇時間、住込二一時間という事例もなくはない。

ともかく「四時間の自由」余暇時間をとるようになる(補導結果)もある程度レジャー、スポーツにまわらせるようになる、通学者でも「少ない時間でベストをつくしている」という風に「時間のつかいかた」がうまく、念願の「自分の時間」と生活をエンジョイする金も自由にできるようになった。しかし、なお中小企業や商店街に「魅力がもてない」理由としては、やはり「長時間と人手不足」をあげていることも忘れてはならない。

次に週休制は中小企業商店街にも普及してきた「現代っ子」のレジャーはテレビ・映画・ナイター・ボクシング見物・スポーツ(卓球・バドミントン・バレー・スケート)ダンスパーティー・レコードコンサート・ドライブ・カメラ等、多方面にわたっている。しかし女子には買物・洗濯・家事手伝が加わっている。

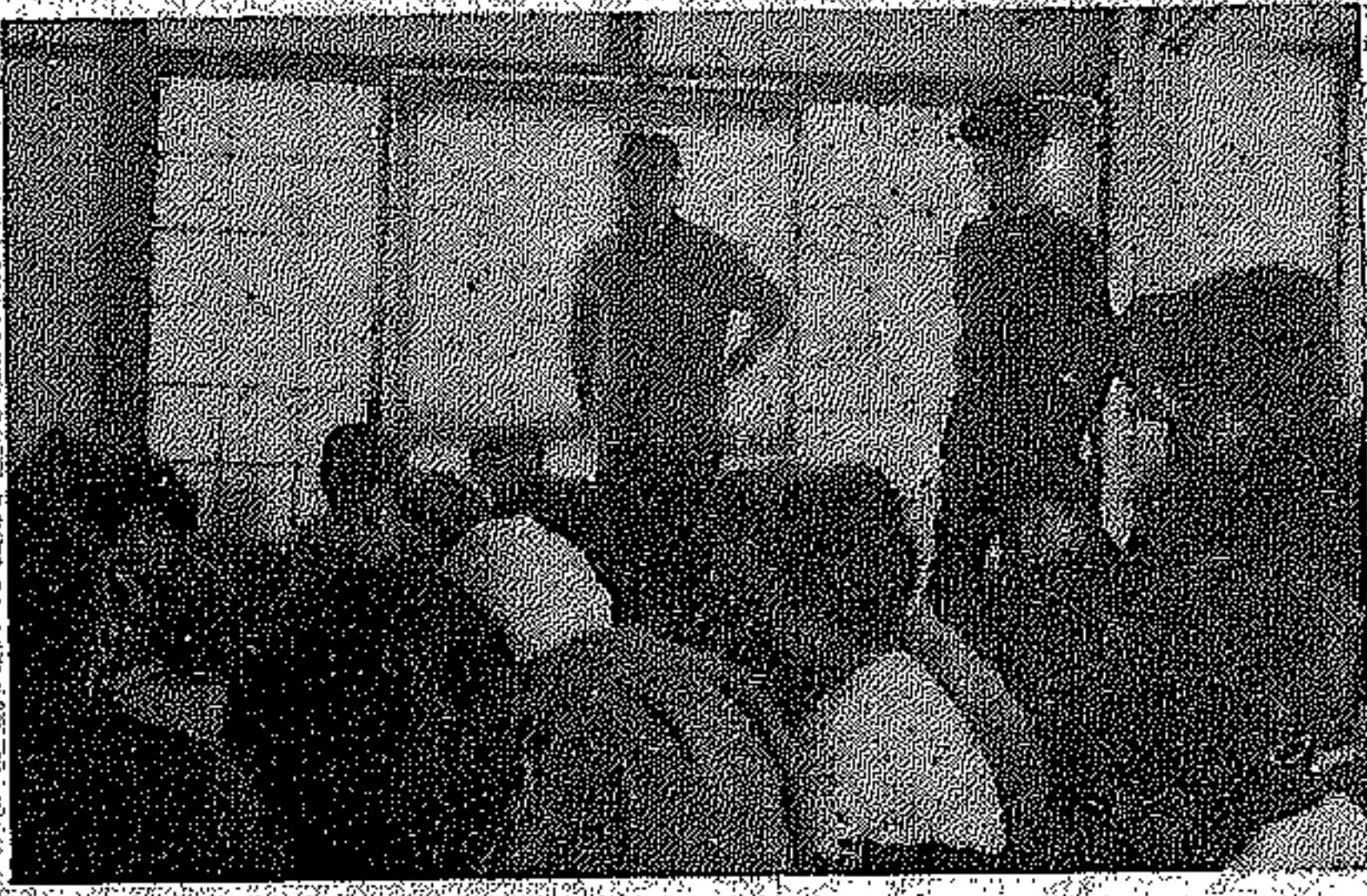
春秋二回の慰安旅行だけでなく、祝祭日も休日という希望もあることは見落とせない。

付福利厚生者の新しい波——デラックスな大企業施設にくらべて一番たちおくれでいた中小企業商店街も、若年層受入れ体制のためには、個別または協同化施設づくりに手をうちつつあるのが現状である。技能養成と共同宿舎、川口勤労青少年ホーム(商店員ホームの第一号)文化福祉センター(大宮)、給食センター

の所沢・羽生……)等々福祉活動は花ざかりである。

給食センターについては集団求人のためでもあるが、中小企業商店主層によっても推進されていることは注目される。

(お手伝さん不足や、主婦の過重負担からして)若年層受け入れの悲願から、企業合同して食堂・風呂場・更衣室等、厚生



——あすなる会、のつどい(大宮市商店従業員会)——

かが、今後の課題となる。年少者の「雇主に対する希望」も半分は福利厚生面をあげている。

*働く年少者をめぐる人間関係

——仲間づくり——

かつて中小企業・商店では年少者は孤独であった。大企業では職場生活面でのチームワーク、組合青年部・婦人部サークルでまもられてもいる。これにくらべて、なるほどたたきあげのワシマン主人、主婦の眼はとどく。が徒弟職人上りの先輩や中高年齢層の間において、世代間の断層や上役先輩間の不和もあり、十年選手必ずしも若い人を育てるとはいえない。こうして「友人・同僚の仲間づくりもむずかしく、相談相手を持たない」。

かつての家族温情主義もけっして好ましい雰囲気や安定したものではなくなっている。

家庭の親や職場の主人・上役・先輩も現代っ子にはとまどう。遠慮がちで、はれものにさわるようにし、気ままに、放任されっぱなしで甘やかす。一方、ドライだ、利己的だ、根性がない、欲求不満のみ、と批判しがち。

「現代っ子」は友人や同僚に相談相手を求め、そこで形成されるささやかな仲間づくりや生活のサブグループにつながってゆくようである。

埼玉にもおくれればせながらサークル活動の新しい波があらわれ、次々に自主的

なグループが育ちつつある。

*「現代っ子」の新しいビジョン

このような「現代っ子」を迎え、育成させるにたたる新しい環境は一体でき上がっているのだろうか。革新に植すると、いましばらく、時をかねねばならない。働く年少者の夢と意欲を挫折させる壁はなお厚い。が急速に刷新されつつあることもたしかであろう。

埼玉年少正の流動も少なくなり、定着化がたかまっている。新中卒就職者は昨年の一八%から一五%に減ってきている。しかし、定着は高まって定着観となると「つとめられぬ」「ねからぬ」層は四二% (前年度三八%) を占めていることをみおとしてほならない。

だが、たとえば川口・大宮商店街で「興味や将来性なし」「移りたい」という流動層をかかえこんでいるが(男は「進退」「独立したい」女子は「結婚」に夢をたくしつつ)、「一時腰かけと思ったが簡単にやめられなくなった」と。また入社時では「自分に向く、興味をもつ、将来性あり」また「仕事は楽」「工具よりは良い」という層は増えつつある。中小企業商店街の明暗いずれにしてもそれぞれの職場の中にもまれ、一粒の麦として定着しつつあるといえようか。わたくしたちは、こうした現代っ子を見守ってゆこう。

(埼玉県人少年室婦人問題相談員)

★低い給料ではずかしい

——苦情処理委員会に提訴し

てみたが——

終戦後、復員し入社した職員である。年齢は来談当時三十三歳、年齢のわりに給料は低く、年若い社員と比較してかわらない。本人は出征のため入社がうれたので、自分のせいではないと不満をもっていたが、来談する一か月前、会社の苦情処理委員会にかけた。しかし、判定されたものは現給はまちがいなし、ということであった。こ

ういった相談のばあいの相談室の役割は既に出された結論をくつがえすこととは勿論できるわけではない。制度として実施されていく給与体系というものをクライエントと一緒に非難することもゆるされないだるう。結局カウンセラーの仕事は現体制をそのまま受け入れねばなら

い。と同時にクライエントが委員会の結論を納得して受け入れるようになるために感情のモヤモヤを解消することしか出来ないのではないだろうか。事実、現状は好転したわけではなかったが、クライエントは気持ちの上では安定した。

第一回

産業カウンセリングの実際

4

見市公子

クライエントは入室するなり「こんな話でもきいていただけでしようか。」と遠慮勝ちにいう。カウンセラーは「何でも一応聞かせてほしい。」と答える。ク「自分の問題は前月に苦情処理委員会にかけてもらった×年〇月入社の時××（給与の等級）で入ったが、会社側の錯誤というところ翌年の四月、〇〇の等級におちた。それ以後そのままの上がり方で、二十歳の人と同じくらいの給与である。委員会では会社と労組双方から低すぎることは認めらるが、給与体系からいってどうとも仕方がないといふことであつた。こういった判定は仕事に対する関心を失ってしまふ」（面接中このことを何度くりかえした）カ「委員会の判定は納得できなかったわけね。」ク「委員会の結果を説明してくれた人の態度も実に冷淡だった。仕方がないですなあーと。ひとのことだと思つて。同僚までも余りしつこくいつても仕方がないじゃないか、よい加減にあきらめるといふ。自分はいまノイローゼだ。面白くないんです。」

カ「みなは理解してくれないのね。面白くないでしようね。」（クライエントの感情をカウンセラーは受容する。）ク「この時期に入社した人はほとんど退職してしまつた。給料に不満をもつたためだと思ふ。話し合う人もいない。」（ここで自分が何故おくれ入社したかという話から出征中のこと、外地での辛かった俘虜生活を詳細に話し出す。）ク「ぼくは幸い、いまの給料が少ないうとで、妻との間で問題にはなつていない。不足分は母が出してくれる。」亡父の会社の配当金がもらえる。父は会社の経営者であつた。兄があとをついでいる。五歳下の独身の弟がいるが、この弟と比べてもイヤになる。給料はぼくと同じくらいだから。」カ「弟さんと同じような給料ということもイヤなんですね。」ク「家庭はこの弟と母も同居している。子供は二人いる。子供はぼくとよく似て友人と遊ばぬ。自分は休みの時でも外へ出ない。隠居といわれているくらい。」ク「今日は何か本でもよむとかの指導を受けるつもりで来た。トランキライザーのものだことがある。しかし薬はのんだ時はよかつたと思ふが、すぐもとにかえつてしまふ。競馬に一時いつたことがあつたが、打込めない。酒は全然のめない。だからいつも不きげんである。いままでも心の不安をまぎらすために修養しよう

とも思つたが。何かやるうと思つてもみんな中途でやめてしまふ。」

ク「相談室へは二度来てみたが、いつも人がいた。もつくるのを止めようと思つた。なぜならどうせ、自分の待遇の問題はだめだし、先生からはきつと、下の者をみなさいといわれるだろうと思つたから。しかし来てよかつた。ほんとうによくしゃべつた。なれとも口を利かないが、ちだが——」

カ「これからしばらく話し合つてみましょう。一週一回時間をとりましょう。」

この第一回の面接は本人が待遇に対して、非常な不満をもち、また苦情処理委員会の態度に対しても不満をぶつつけていたようであつた、内攻性の性格から本人自身ノイローゼでもあるといつていたので、カウンセラーはクライエントの思うままにしゃべらせて、待遇上のいろいろな事情の質問はされた。本人は余り人づきあいの好いほうでなく無口な人間であるといひながら、はじめてよく話したといひ。これは心の浄化作用となつた。面接の時間を終つたあとははればれた様子で退室した。

——日本電信電話公社（神戸市）

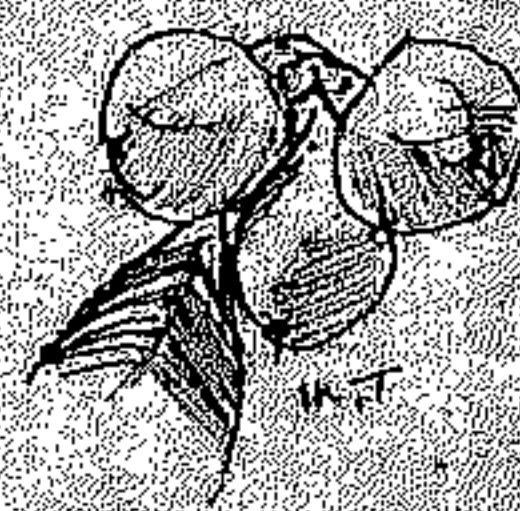
人事相談役

第1表 求人年齢別
構成比
(昭和37年10月調査)

年齢段階	%
19歳以下	13.5
20~24歳	31.3
25~29歳	19.8
30~34歳	14.7
35~39歳	8.2
40~49歳	6.4
50歳以上	1.8
年齢不問	4.3

資料出所—労働省「年齢別求職・求人・就職状況調査」

最近、各企業は、口をそろえて「人手不足」を訴えている。例えば、三八年三月の新規学校卒業生に対する求人とその充足の状況をみると、ほぼ、求人三に対して就職一の割合であり、人手不足の深刻さを物語っている。そして、この人手不足は、規模の小さい企業ほど著しく、このことは、中小企業を中心に初任給の上昇をもたらした。その負担にたえられない企業では、人手不足が経営上の大きな問題となってきた。最近、E・E・C諸国、とくに超完全雇用の状態にある西ドイツやオランダなどでは、人手不足が経済成長のネックとなっているといわれているが、わが国でも、このような人手不足が経済成長の成長のさまたげとなるのでは



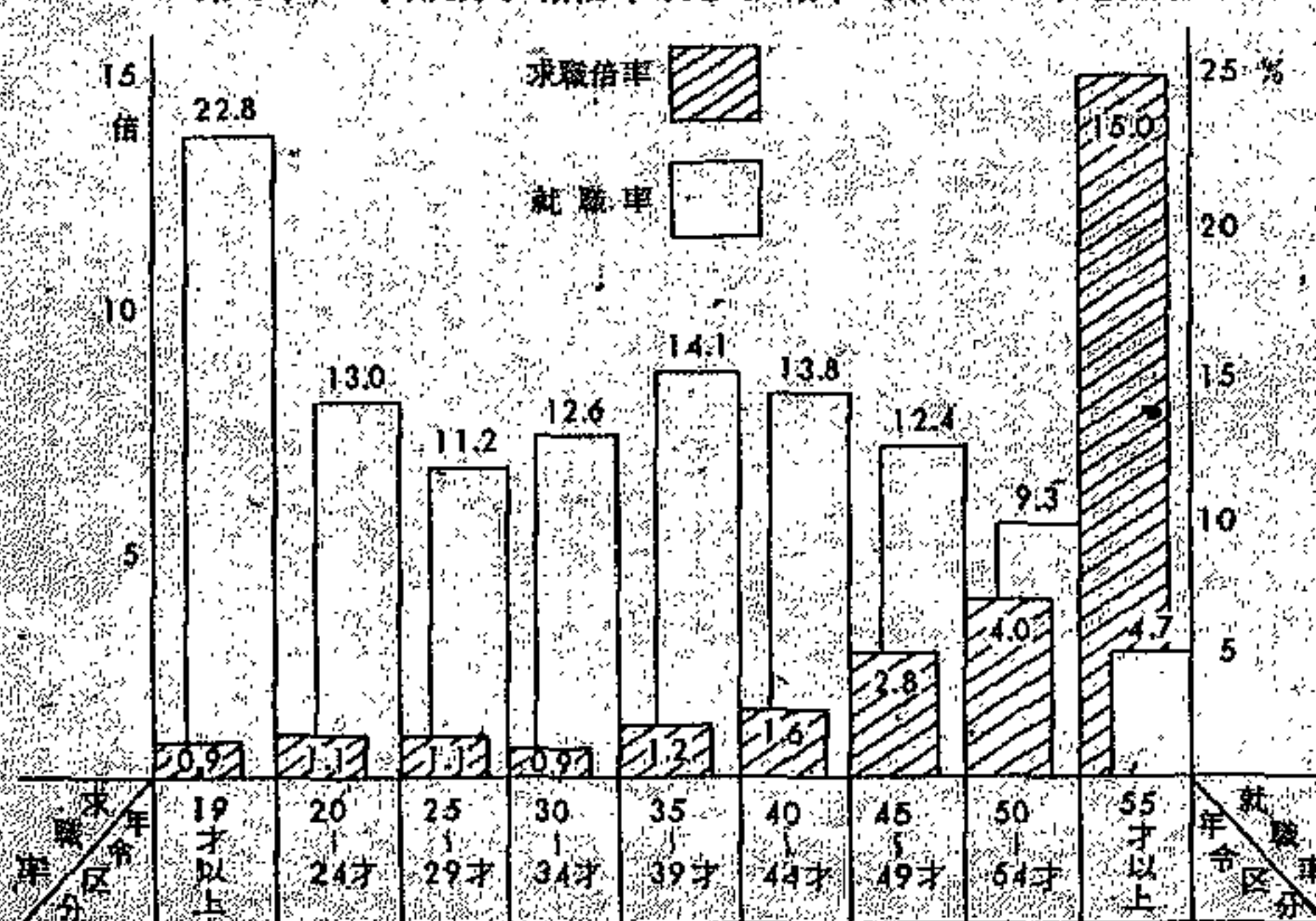
中高年齢者の活用について

労働省職業安定局

一、人手不足の実態と中高年齢者の活用の必要性

最近、各企業は、口をそろえて「人手不足」を訴えている。例えば、三八年三月の新規学校卒業生に対する求人とその充足の状況をみると、ほぼ、求人三に対して就職一の割合であり、人手不足の深刻さを物語っている。そして、この人手不足は、規模の小さい企業ほど著しく、このことは、中小企業を中心に初任給の上昇をもたらした。その負担にたえられない企業では、人手不足が経営上の大きな問題となってきた。最近、E・E・C諸国、とくに超完全雇用の状態にある西ドイツやオランダなどでは、人手不足が経済成長のネックとなっているといわれているが、わが国でも、このような人手不足が経済成長の成長のさまたげとなるのでは

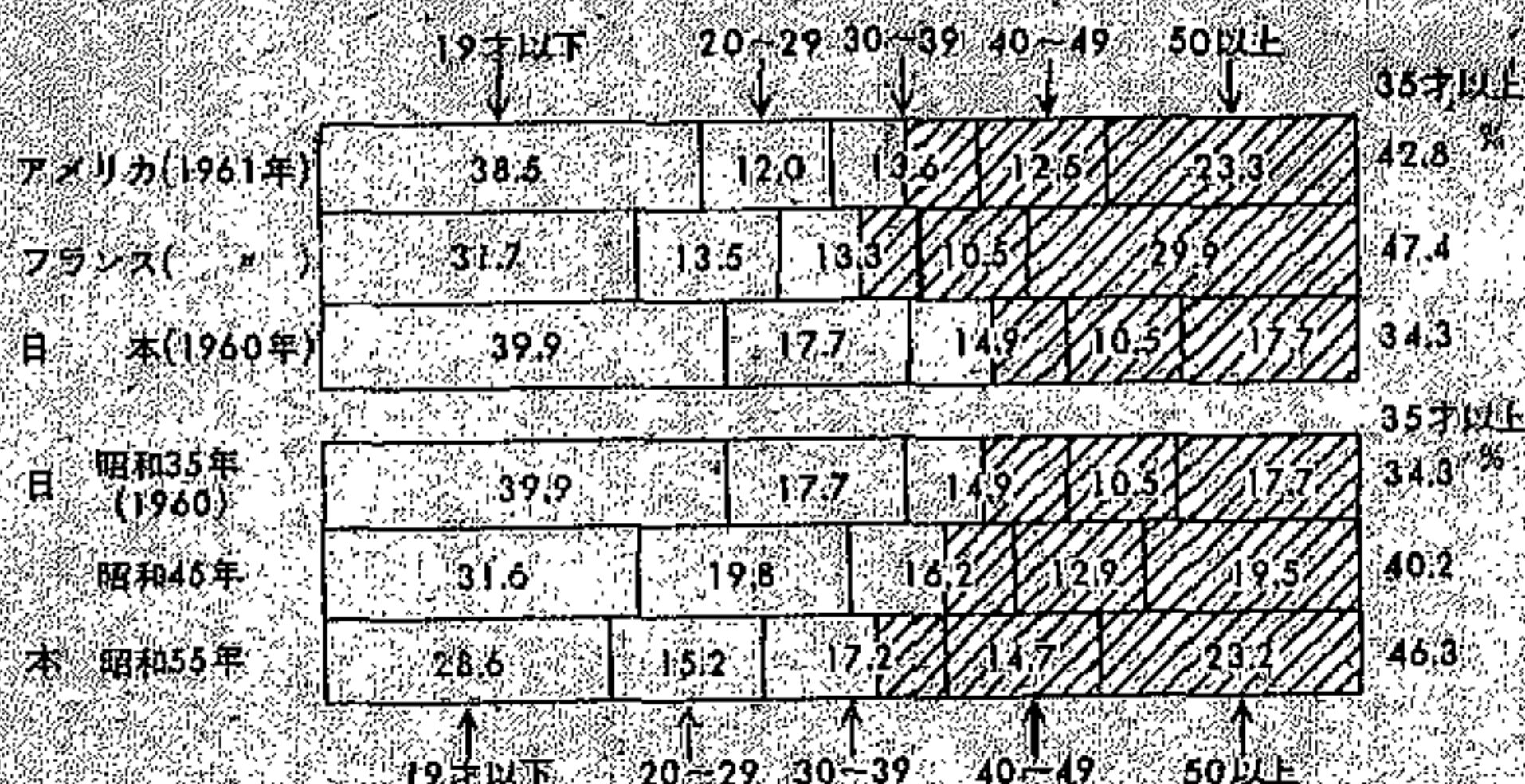
第1図 年齢別求職倍率及び就職率(昭和38年10月)



資料出所—労働省「年齢別求職・求人・就職状況調査」

注) 求職倍率 = $\frac{\text{有効求職者数}}{\text{有効求人数}} \times 100$ 就職率 = $\frac{\text{就職件数}}{\text{有効求職者数}} \times 100$

第2図 人口の年齢別構成



資料出所—アメリカ・フランスについては、国際連合「Demographic Yearbook」(1961) 日本については昭和35年は総理府「国勢調査」、昭和45年及び昭和55年は厚生省人口問題研究所の推計による。

第2表 非一次産業への新規学校卒業生の供給見込

年度別	供給見込	中学校卒業生で就職を希望するものの推計
昭和38年度	1,558千人	889千人
39 "	1,403 "	832 "
40 "	1,512 "	777 "
41 "	1,638 "	668 "
42 "	1,590 "	578 "
43 "	1,549 "	519 "
44 "	1,438 "	457 "
45 "	1,352 "	401 "

資料出所「国民所得倍增計画」

注) 1. 非一次産業とは全産業のうち農林業、狩猟業、漁業及び水産養殖業を除いた産業をいう。
2. 中学校卒業生で就職を希望するものの推計中には一次産業への就職希望者数も含まれている。

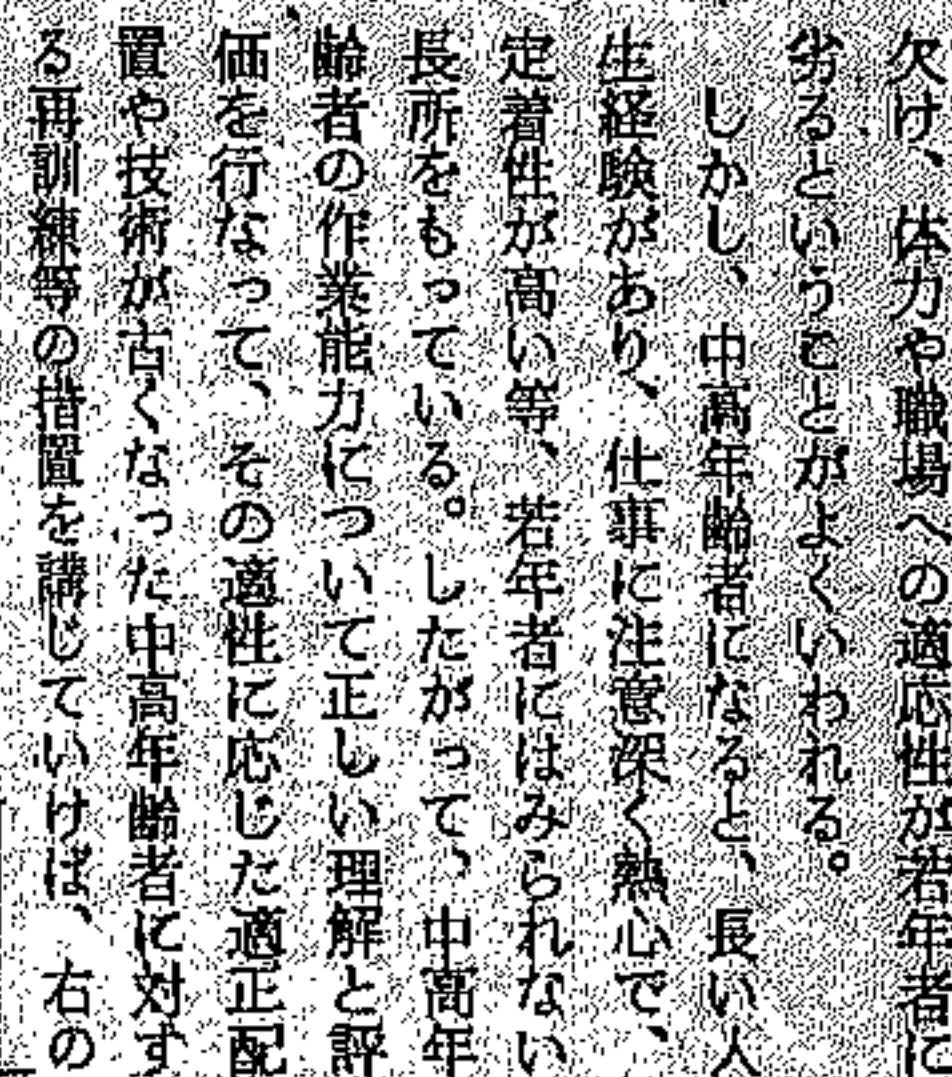
をみても明らかのように、人手不足というのは主として若年労働者(なお第一表、第一図の出所である「年齢別求職・求人・就職状況調査」では新規学校卒業生は対象に入っていない)についてであって、中年以上の労働者は、依然として供給の方が需要を上回っており、その就職はか

なり困難な状態にある。つまり、わが国の人手不足は企業の側の需要が若年者、新規学校卒業生に集中していることである。

このようにしてみると、将来、企業経営、ひいては経済の成長が労働力の面から制約されるという事態が避けられるかどうかは、企業経営者が、どの程度、若年者に対するかたよったより好みを改め、中高年労働者の活用を図るかによるところが大きいといえるわけである。中高年労働者の雇用の促進ということは、従来は、主としてこれらの人々の失業対策という観点から推進されてきたのであるが、今後は、労働力の供給が半制限的になっている状態のもとで、若年者・中高年労働者を含めたわが国の労働力全体をそれぞれの特徴を生かしながらいかに有効に活用していくかといういわゆる労働力の適正配置の観点からも、重要な課題となってきたのである。

が伴う。これまで、企業の側の需要が若年者にかたよっているのも、これを反映しているものといえる。以下、中高年齢者の活用にあたって、具体的にどのような問題が生じ、これに対してどのような対策を講じていけばよいか、問題点別にみていくこととしよう。

第一は、技能・作業能率・適応性の問題である。すなわち、中高年齢者は、技術革新が必要とする新しい知識・技能に



雇用促進事業団	労働者用貸金 勤労住宅 業資（住宅） 庫住宅与公庫	厚生年金保険からの還元融資 年金福祉事業団が行なう融資 特別地方債
---------	------------------------------------	---

第二は、住宅の問題である。

中高年齢者は扶養家族をかかえている場合が通例であるので、中高年齢者の雇用にあたっては、住宅を確保するために特別の配慮を必要とする場合が多い。労働者用住宅対策としては、政府は各種の施策を講じているが、このうちとくに中高年齢者の雇用の促進をめざすものとし

第4表 雇用促進のための事業主に対する援助

名 称	援助を受けるための対象となる者	内 容	支給主体
雇用奨励金	失業者又は金銭的に困窮している者として35歳以上の者	1年間にわたり月額5,000~7,000円	雇用促進事業団
雇用奨励金	失業者又は金銭的に困窮している者として35歳以上の者	1年間にわたり支払賃金の2分の1(失業者賃金の2分の1を限度)	都道府県
職場適応訓練委託料	就職促進措置対象者	訓練期間(通常6か月)中月額2,500円	国又は都道府県
職業講習委託費	地方公共団体に属する者として35歳以上の失業者又は金銭的に困窮している者	講習期間(通常6か月)中月額5,250円	雇用促進事業団

ては、雇用促進事業団が行なう労働者住宅設置資金の貸付があり、この制度では、三五歳以上の労働者を三人以上雇い入れる事業主については融資対象戸数を雇い入れる中高年齢者の数の二倍とし、他の貸付対象事業主よりも有利な取扱いは行なっている。

問題の第三は、賃金である。

すなわち、中高年齢者は扶養家族をかかえている場合が多く、若年者にくらべて高い賃金を望むが、わが国ではいわゆる年功序列型賃金制度が支配的であり、年功という点については若年者と同じスタートラインに立つ中高年齢者を若年者

第5表 わが国の定年年齢(単位%)

定年年齢		計	40歳未満	40~49歳	50~54歳	55~59歳	60歳以上
種類	一律	100.0	—	—	4.0	81.9	14.1
	男	100.0	—	—	2.2	79.8	18.0
	女	100.0	19.8	24.2	43.0	12.4	0.7

資料出所 労働省「中高年齢者実態調査」

「職務に基づく給与を採用している企業は、調査対象企業の約一二%とあまり多くなく、またその内容もまちまちであるが、年功序列型賃金制度を改善しようとする動きは、最近相当顕著

よりも高い賃金で雇うことは企業が従来維持してきた賃金管理の秩序を乱すこととなるので、中高年齢者の雇用が嫌われるわけである。この問題の解決のためには、まず中高年齢者がその必要とする賃金を得るに足るだけの仕事ができるようにしていくことが必要である。第一の問題のための対策は、この意味でも積極的に推進される必要がある。なお第四表にみるような援助措置も、中高年齢者が技能や適応性を身につけていくまでの間、事業主の負担を軽減するという意味で、この問題の解決のために有効であろう。さらに、年功序列型賃金制度自体についても再検討を加え、労働者の職務や能力に応じた賃金制度の活用をはかっていくことが必要である。三十七年九月の労働省「職務に基づく給与調査」によると、

にあらわれてきている。

第四は、定年年齢の問題である。

わが国では、諸外国にくらべて定年年齢の設置率が高く、しかも定年年齢が低いといわれる。定年年齢は第五表にみるように五五・五九歳が圧倒的に多いが、アメリカでは、六五歳定年が八八%、イギリスでも六〇%までが六五歳定年といわれるから、わが国の場合と比しは十年の開きがあるわけである。

最近では、わが国でも平均寿命が延び、男六六歳、女七〇・八歳と諸米諸国にみになり、また労働能力が十分残存する五五歳程度の定年退職者をそのまま労働市場からしめ出してしまふことは、国民経済的観点からみて大きな損失といえる。従って今後は、定年年齢について再検討を加えることが重要な課題となるであろう。最近では定年に達した者の勤務を延長し、又は引き続き再雇用する事例がかなり出てきており、実態調査によれば、定年年齢のある事業所のうち定年退職者を引き続き再雇用する例のある事業所は三五・三%に及んでいる。

最後に、中高年齢の婦人労働者の活用については、以上の中高年齢者一般についていえる問題点のほかに、婦人労働力の特徴に基因する問題点に考慮が払われなければならない。すなわち、一般に婦人は一生の相当期間を妻として、母として、家庭の主婦としての役割についている。このため、婦人の職歴の多く

は、結婚又は子供の出生までの期間に限られ、いったん家庭に入っただ後は、生活が困難になったり、子供が成長してひまがでない限り、再び労働市場にあらわれにくる場合は少ない。したがって、一般に婦人労働力については、短期間のものとする見方が多く、いきおい職業上の教育訓練の機会も乏しく、職場は限定されがちとなり、十分に活用されるに至っていないということである。

しかし、最近では、第三次産業の比重の増大と技術革新の進展に伴う肉体的労働の比重の低下により婦人の職業分野が拡大する方向にあり、婦人の側についても、家庭の生活様式の近代化と出産率の低下により家事労働の負担が軽減する等、婦人労働力の活用の必要性和その条件がととのいつつあるとみられる。このようななかで婦人労働力を積極的に活用していくには、まず婦人労働者の適職についての調査研究とその職業生活に必要な教育訓練の充実を図るとともに、性別にかかわらず、能力と適性に応じて採用し、配置し、昇進させていく立場がとられるよう、企業や社会一般に対する啓蒙活動を強化していく必要がある。また、中高年齢の婦人労働者には家庭生活面からくる制約のあることを考慮し、例えばパートタイム制の採用等、雇入れの方法や労務管理に工夫がこらされるべきであり、このような点についての調査研究も更に充実していく必要がある。



年少労働者の就労状況

— 年少労働者就労状況調査より —

年少労働者の就労している産業、その職種、教育訓練等の実施状況を調査し、年少労働者の就労の状況を把握し、その保護育成の基礎資料とするため、昭和三八年七月に全国において調査を実施したが、このほど中間報告がまとまったのでその結果を紹介しよう。

今回の対象事業所は農業・林業・漁業・たばこ製造業および公務をのぞく全産業（サービス業は修理業および医療保健業のみ）の常時三〇人以上の労働者を使用する事業所とし、昭和三五年度事業所統計調査の事業所を母集団として産業別、規模別に無作為抽出した三、九二〇事業所に対して調査票を送付し、通信調査方式により調査を実施した。

なお、回数のうち年少労働者のいない事業所、および記入不備の事業所をのぞき、一、五九四の事業所が集計の対象となったが、調査結果の数値は、常時三〇人以上を使用し、かつ年少労働者を使用する全事業所に対応するものとして復元したものである。

一、年少労働者の就労規模および産業

年少労働者は常用として九七・二％、

臨時として二・八％就労している。さらに、常用の年少労働者を規模別にみると一〇〇～四九九人の事業所に三八％就労し、三〇～九九人の事業所に三三・二％、五〇〇人以上の事業所には二八・八％就労している。常用の年少男子は製造業に七三・六％、卸売業・小売業に一三・二％、運輸通信業に五・三％就労しているが、一方常用の年少女子では製造業に八六・六％と一番多く就労し、ついで運輸通信業に六・五％、卸売業・小売業に四・二％就労している。

二、男女別労働者と年少労働者の構造

対象事業所の労働者にしめる年少労働者の割合は一三・三％である。

いま、この調査による年少労働者の産業別構成比を労働力調査結果（昭和三八年五月）の労働者のそれと比較してみると、労働力調査によれば男子労働者は、製造業が四五・九％、運輸通信、電気・ガス・水道業が一六・五％、卸小売、金融保険、不動産業が二二・三％となつていて、この調査によれば、男子労働者は、製造業が七三・二％、運輸通信、電気・ガス・水道業六・三％、卸小売、金

融保険、不動産業一三・六％で、製造業では男子年少者の割合が男子労働者より高いが、逆に運輸通信、電気・ガス・水道業および卸小売金融保険、不動産業では年少者の割合は男子労働者より低い。また労働力調査によれば女子労働者は製造業が四九・三％、運輸通信、電気・ガス水道業が五・三％、卸小売、金融保険不動産業が四・八％で、製造業では女子年少者の割合が女子労働者より高く、卸小売、不動産業では女子年少者の割合が目立って低いのがみられる。

三、年少労働者の就労状況

(1) 入職・離職の状況

昭和三七年度三月の中卒者で昭和三七年四月から昭和三八年三月までの間に就職したのは三七・一、五三七人で、同期間に離職した数は七三・〇三〇人となり、離職率は入職者に対して一九・六％（男子二二・九％、女子一六・八％）となつて

いる。また、離職者総数の内訳は男子では就職後三か月で離職した者が二五・九％、三か月以上六か月未満では二七・三％、ついで六か月以上で離職した者が四六・八％となつていて、また、女子では三か月未満の離職者は離職者総数の二〇・九％、三か月以上六か月未満の離職者は二九・三％、六か月以上の離職者は四九・八％となつていて、

(2) 通勤・住込み等の状況

通勤・住込みの状況を産業別、男女別にみると、総数では自宅・親類の家に居住しているものが一番多くて四七・七％ついで、勤務先の寄宿寮に居住しているものが四〇・二％、住込み五・〇％、他家に下宿・間借りが〇・九％となつていて、さらに男女別では自宅・親類の家に住んでいるものは男子に多くみられ、一方勤務先の寄宿寮、住込みのものでは女子の割合が高くなつていて、

つきに年少労働者の多く就労している製造業についてみると、自宅・親類の家に居住しているものは四五・二％、勤務先の寄宿寮が四三・一％、ついで住込み五・七％の順となつていて、さらに男子別では自宅・親類の家では男子が五二・二％、女子では四〇・一％で男子の割合の高いのが目立っているが、他方、勤務先の寄宿寮では男子は三五・八％、女子は四八・三％と女子の割合が高く、また住込みでも男子は三・八％、女子は七・〇％となつていて、

つきに卸売業・小売業では自宅・親類の家に居住しているものの割合が圧倒的に高く、勤務先の寄宿寮は七・八％、住込みは三・九％となつていて、さらに男女別には、その割合の差はほとんどみら

産業別、性別、就業年少労働者数 (昭和38年3月中卒者)

業 種	38年3月中卒者				職種数 合計
	男 実数	%	女 実数	%	
全 産 業	184,975	46.0	217,080	54.0	1,202
建設業	15,741	94.7	857	5.3	42
製造業	133,266	41.5	187,975	58.5	1,027
食品製造業	9,883	38.8	15,669	61.2	64
繊維工業	8,927	9.1	84,583	90.9	106
衣服その他繊維製品製造業	2,042	8.6	21,610	91.4	35
木材・木製品製造業	3,055	75.7	975	24.3	31
家具・装飾品製造業	2,363	80.5	572	19.5	31
パルプ・紙・紙加工品製造業	3,717	45.2	4,518	54.8	42
出版・印刷・同関連製造業	5,376	65.2	2,851	34.8	33
化学工業	3,674	26.7	10,113	73.3	38
ゴム製品製造業	3,106	46.4	3,592	53.6	50
皮革・同製品製造業	1,332	64.9	724	35.1	16
窯業・土石製品製造業	4,327	61.4	2,722	38.6	48
鉄 鋼	5,481	92.6	405	7.4	43
非鉄金属製造業	3,096	66.1	1,588	33.9	36
金属製品製造業	13,984	76.3	4,346	23.7	81
機械製造業	28,105	86.5	4,389	13.5	65
電気機械器具製造業	15,833	48.6	16,723	51.4	135
輸送用機械器具製造業	12,708	79.7	3,247	20.3	70
計測・理・光・時計製造業	3,535	43.6	4,582	56.4	46
その他の製造業	2,722	36.3	4,764	63.7	58
卸売業・小売業	19,268	70.3	8,147	29.7	48
金融・および保険業	67		435		3
不動産業	14		54		5
運輸・通信業	11,314	41.8	15,770	58.2	44
電気・ガス・水道業	1,160	85.0	208	15.0	5
サービス業	4,145	53.3	3,634	46.7	27

れない。また、運輸通信業についてみると、自宅・親類の家に居住しているものと、自宅・親類の家では男子三五・二四〇・八％、勤務先の寄宿寮五一・六％、ついで他家に下宿・間借りが三・四％、となつてゐるが、男女別にみると、自宅・親類の家に住んでいるものは男子が五四・〇％、女子は三一・四％と、男子に目立ち、一方勤務先の寄宿寮に在る者は男子は三七・九％、女子は六一・三％と女子に見立つ。

さらにサービス業では自宅・親類の家に居住しているものは三一・五％、勤務先の寄宿寮のものが三五・五％と、男子に目立つ。①建設業(男子九四・七％、女子五・三％) ②繊維工業(男子九・五％、女子九〇・五％) ③六職種

昭和三八年三月の中卒者が同年五月末現在就職している職種を業種別にみると、はば次にかかるとおりである。

男子では電気二七・二％、配管工八・七％、内線見習六・〇％、女子では事務員一五・三％が目立つ。④食料品製造業(男子三八・八％、女子六一・二％) ⑤六職種

男子では電気二七・二％、配管工八・七％、内線見習六・〇％、女子では事務員一五・三％が目立つ。④食料品製造業(男子三八・八％、女子六一・二％) ⑤六職種

多が目立つ。

⑩石油・石炭製品製造業、皮革・同製品製造業、および金融保険業、不動産業には年少労働者の就労は比較的少ないので、その職種別の分析はこれをさける。

⑪ゴム製品製造業（男子四六・四〇、女子五三・六〇）五〇職種

男子ではプレス工一四・四〇、成型工一〇・二〇、加工工八・二〇等が目立ち、女子では成型工が一番多く二二・七〇、ゴム靴成型工一八・八〇、加工工八・七〇が目られる。

⑫窯業、土石製品製造業（男子六一・四〇、女子三八・六〇）四八職種

男子では荷作・箱詰係一七・九〇、陶磁器研磨工一四・四〇等が目立ち、女子では陶磁器面付工一七・八〇、陶磁器成型工一〇・五〇等が目られる。

⑬鉄鋼業（男子九二・六〇、女子七・四〇）四三職種

男子では鋳物工三一・九〇、型込工八・一〇、剪断工七・二〇等が目立ち、女子では事務員五九・七〇等が目られる。

⑭非鉄金属製造業（男子六六・一〇、女子三三・九〇）三六職種

男子では被覆作業工四五・四〇、伸線工二一・七〇等、女子では被覆作業工四八・九〇、組立工一六・二〇等が目られる。

⑮金属製品製造業（男子七六・三〇、女子二三・七〇）八一職種

男子では機械工一一・二〇、組立工九

〇・〇、旋盤工六・八〇等が主であり、

女子では旋盤工一二・一〇、事務員一〇・九〇等が目られる。

⑯機械製造業（男子八六・五〇、女子一三・五〇）六五職種

男子では主なものには旋盤工一四・四〇、仕上工一三・八〇、機械組立工八・九〇等が目られ、女子では組立工二〇・六〇、検査工一四・四〇、事務員二三・二〇等が目立つ。

⑰電気機械製造業（男子四八・六〇、女子五一・四〇）一三五職種

男子では組立工一九・七〇、プレス工九・六〇等が目立ち、女子では組立工二二・六〇、軽電気組立工一〇・九〇が目立つ。

⑱輸送用機械器具製造業（男子七九・七〇、女子二〇・三〇）七〇職種

男子では機械工一三・三〇、ボール盤工八・四〇等が目立ち、女子では組立工二二・八〇、手仕上工一五・九〇、事務員九・四〇等が目られる。このほか養成工として男子二四・二〇が働いている。

⑲計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業（男子四三・六〇、女子五六・四〇）四六職種

男子では組立工一六・八〇、手仕上工一一・八〇、仕上工一一・四〇が主なものであるが、女子では組立工二二・六〇、仕上工一四・五〇等が目立っている。

⑳卸売業、小売業（男子七〇・三〇、女子二九・七〇）四八職種

男子では配達員五三・五〇、整備工一〇・五〇、修理工四・九〇が目立ち、女

子ではウェイトレス二七・二〇、販売員二一・二〇等が主なものである。

㉑運輸通信業（男子四一・八〇、女子五八・二〇）四四職種

男子では車掌四二・一〇、整備工二二・二〇、運転助手七・九〇等が目立ち、女子では車掌八八・一〇、ガイド五・八〇、事務員四・六〇等その主なものである。

㉒電気・ガス・水道業（男子八五・五〇、女子二五・五〇）五職種

男子では配電線保守員三六・四〇が目立ち、このほか教習生五九・五〇がみられ、女子では給仕二・二〇が目られる。

㉓サービス業（男子五三・三〇、女子四六・七〇）二七職種

男子の主な職種は自動車整備工四一・四〇、修理工二二・八〇が目立ち、女子では看護補助員が一番多く八六・七〇が目立つ。

(4)所定労働時間、休日および有給休暇

(1)所定労働時間をみると、週四二時間未満の事業所は、三・六〇、四二・四三時間五九分の事業所は一・八〇、四四・四五時間五九分の事業所は六・四〇、四六・四七時間五九分の事業所は六・九〇、また四八時間の事業所は六七・〇〇、四八時間をこえる事業所は二・三〇である。

なお、四八時間未満と答えている事業

所は三〇・九九人の事業所では三二・六

〇、一〇〇・四九九人の事業所では四〇・三〇、五〇〇人以上の事業所は七四・八〇で規模の大きいほどその割合は高

なっている。また四八時間をこえている事業所は三〇・九九人の事業所では三・

一〇、一〇〇・四九九人の事業所では〇・五〇であり、五〇〇人以上の事業所では〇・五〇で、五〇〇人以上の事業所にみられない。

(2)休日があると答えた事業所は、九六・一〇で、規模別では三〇・九九人（九

五・六〇）、一〇〇・四九九人（九七・五〇）、五〇〇人以上（九七・四〇）と事業所規模による差はほとんどない。さらに週休と答えたものは九二・三〇で、一方休日がないと答えたものは二・三〇の事業所にみられる。

(3)年次有給休暇が「ある」と答えた事業所の割合を経験年数別にみると、就職六か月以内一五・六〇、一年以上では累計五二・九〇の事業所となっている。

つきに年次有給休暇のあるものについて就職六か月以内の休暇日数は一日から最高十五日までみられ、三日が三〇・八〇、六日が一六・七〇、ついで二日のもの一五・八〇、五日が一〇・五〇で、五日以下のものは合計七四・一〇となっている。また事業所の規模別にみると休暇五日以内の合計は三〇・九九人が七七・一〇、一〇〇・四九九人が七一・二〇、五〇〇人以上が六一・八〇みられる。さ

らに就職一年以内では休暇一日から二日の事業所がみられるが、休暇のあるもののうち多いのは六日のもので六八・四％、ついで七日が六・七％、五日以内は合計一六・一％である。

〔5〕採用時および定期の健康診断

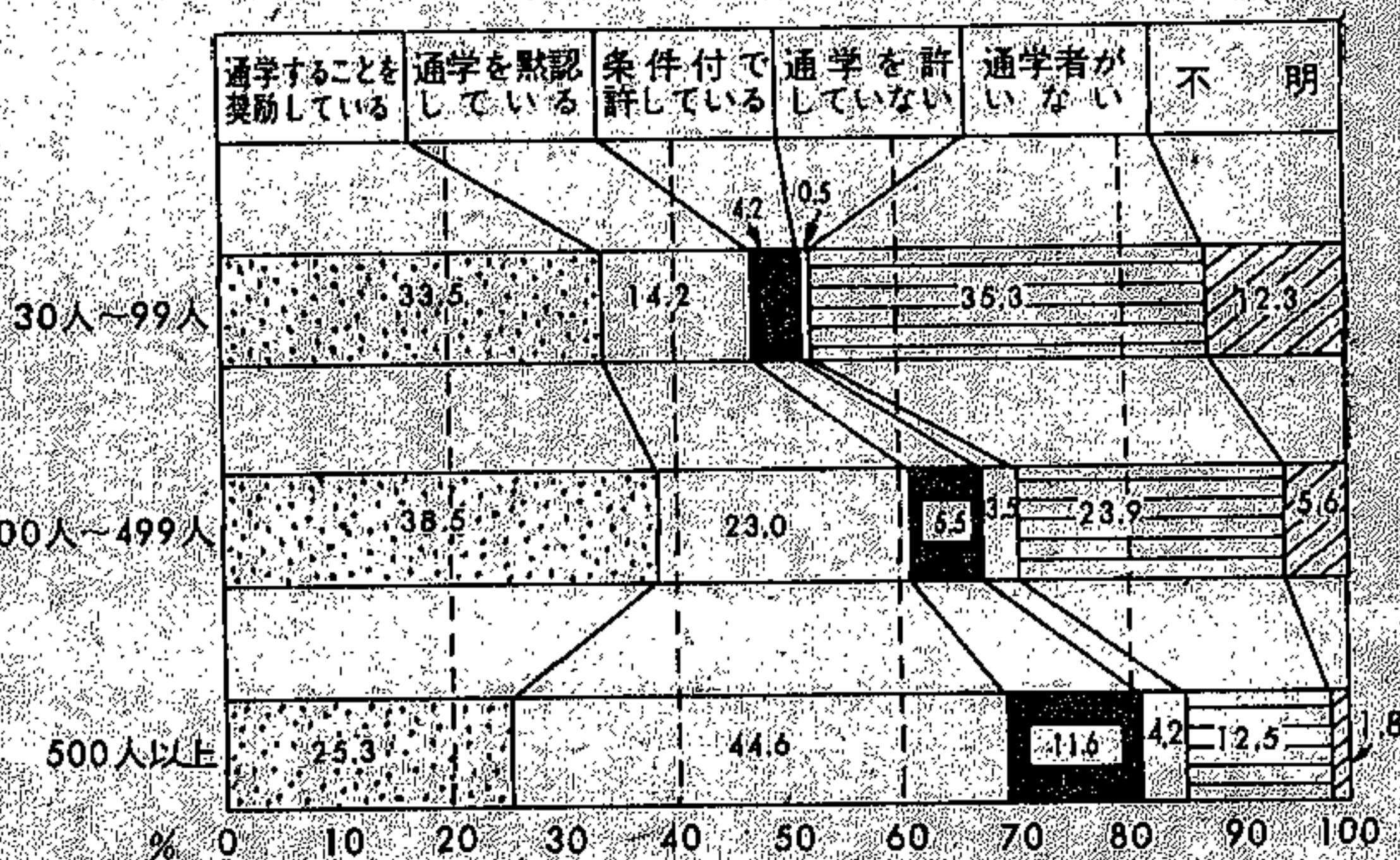
採用時の健康診断は規模三〇～九九人が四六・三％、一〇〇～四九九人が七五・九％、五〇〇人以上では九六・一％と大規模事業所ほど実施されている。

次に定期に健康診断を行っていないものは一・四％にすぎず、殆んど行なわれており、規模別では小規模事業所九〇・四％、中規模事業所では九六・八％、大規模事業所九九・三％と規模の大きいほど普及しているのがみられる。

〔6〕事業所附属の教育訓練施設および制度

施設・制度が「ある」と答えたのは三〇～九九人の規模で二五・六％、一〇〇～四九九人の規模では二六・一％、五〇〇人以上では四七・〇％で、大規模事業所に多くみられる。さらに、「ある」ものの教育訓練施設制度の種目別をみると、三〇～九九人の事業所では「定時制高等学校」四三・九％、「各種学校」二六・二％、その他「認定をうけた事業内職業訓練」の「単独」一・一四％、「共同」二・四％であるが、一〇〇～四九九人の事業所では「定時制高等学校」三八・五％、「各種学校」二〇・九％、「認定をうけた事業内職業訓練」の「単独」一四・一％

（図）事業所外の定時制職業訓練所および高校に通学することについて



「共同」三・四％と中小規模ともあまり大差はみられない。しかし五〇〇人以上の事業所では「認定をうけた事業内職業訓練」を「単独」で行なっているところが五〇・四％にのぼり、「各種学校」二・一・八％、「定時制高校」一八・二％となっている。

〔7〕通学の状態および事業所の態度（定時制高校・定時制職業訓練所について）

「通学していることを奨励している」もの、「通学を黙認している」もの、「条件付で許している」ものの合計は三〇～九九人が五一・九％、一〇〇～四九九人が六七・〇％、五〇〇人以上では八一・五％で大規模ほど事業所外の定時制職業訓練所や学校に通学することを認めている。そのうち「通学することを奨励している」のは三〇～九九人が三三・五％、一〇〇～四九九人が三八・五％、五〇〇人以上が四四・六％と大規模事業所の割合は一番高く、一方「通学を黙認している」のは小規模では一四・二％、中規模では二二・〇％、大規模では四四・六％と大規模ほど高くなる。また「条件付で許している」のは小規模事業所で四・二％、中規模事業所で五・五％、大規模事業所で一・六％となっている。

奨励の方法としては「終業時間の繰り上げ」「奨学金貸与」等をあげていある。「条件付許可」の事業所の掲げる条件は(1)会社の職務に支障がないこと (2)卒業後も引続き事業所に勤務すること (3)昼間勤務者に限ること (4)届出があり許可した場合に限ること などが見立つ。また一部には「入社後一年間は許可しない」「技術部門に属する場合のみ」「工業学校のみにかぎって通学を許している」などもみられる。

〔8〕在職中の定時制高校卒業、職業訓練修了の履歴の取扱について

在職中の定時制高校卒の履歴を職場で評価しているのは三〇～九九人の事業所では三七・二％、一〇〇～四九九人の事業所では五一・一％、五〇〇人以上では三四％と中規模事業所で最も行なわれている。また評価していないのは三〇～九九人では二四・〇％、一〇〇～四九九人では二七・七％、五〇〇人以上では五五・八％と大規模事業所ほど評価を行っていない。さらに産業別では、評価している率の高いのは電気・ガス・水道業（五九・六％）、製造業（四四・〇％）、運輸通信業（四二・二％）等に比較的多くみられる。

つぎに事業所内職業訓練以外の職業訓練修了の履歴についてみると、五〇〇人以上の事業所では「評価している」が一六・六％、「評価していない」が五〇・六％となっている。一方「評価している」事業所は三〇～九九人では二五・〇％、一〇〇～四九九人では三一・三％である。

産業別では事業所外の職業訓練修了の履歴を「評価している」事業所はサービス業に四五％、電気・ガス・水道業に四一・七％、建設業に三四・一％みられる。

婦人界のうごき

二月一日・二月二日

(二月)

六日 東京都民生局では都内全域にわた
り、第一回女性転落防止啓発キャン
ペーンを二月中行なう。これはオリ
ンピックに備え「風紀を正し、女性の転落
を防止しよう」とするもので、台東福祉
事務所、台東区議会、台東区長官原通
氏による「婦人を保護する」講演会が
開催された。その他都立大磯村英一、
評論家西清子氏等が都内六十か所で都
民を対象に講演会を開催する。

一四日 風俗営業等取締法の一部を改正
する法律案審議中の一四日、衆参婦人
議員懇談会―世話人紅雲まつ(参議)、
山口シズエ(衆議)、木島百合子(衆
議)、市川房枝(参議)―では新宿
渋谷のトルコ風呂、ボーリング場、ス
ーパースタジオ、深夜喫茶を視察。二五
日参議院二院クラブで懇談会を開き、①
深夜喫茶は地方条例にまかせず本法で
禁止するよう修正に努力すること。②
スーパースタジオは売春につながるおそ
れがあり、その営業を禁止すること。
③トルコ風呂については公衆浴場法を
改正し個室を禁止すること。④ボーリ
ング場は営業時間等を規制することの
四項目を両院地方行政・社会労働各委
員会に申し入れた。

なお、東京キリスト教女子青年会、
日本看護協会、日本キリスト教婦人矯
風会、日本婦人有権者同盟、婦人国際
平和自由連盟日本支部、全国地域婦人
団体連絡協議会からなる婦人団体国会
活動連絡委員会でも一八日、同主旨の
要望書を参院地方行政委員会に提出。

一九日 主婦連合会は一九日東京四谷の
主婦会館で常任委員会を開き、都内の
デパート・有名食料品店から二〇数種
の魚の切身を買い集め、農林省水産研究
所主任を招き、魚の表示についての鑑
定を依頼した。その結果、魚の表示が
不統一であるために「正しい表示を行
なうよう」水産庁長官・東京都・東京
中央卸売市場に要望。

一九日 日本婦人教室の会関東の集いが
東京日消ホールで開催された。平林た
い子氏による「人間関係について」の
記念講演の後、社会保険、特に身体障
害者・精神薄弱者・重度心身障害者の
ための学校教育・職業教育・年金支給
等につき研究討論が行なわれた。助言
者は厚生省社会局厚生課長・母子衛生
課長補佐・児童局母子養護課長補佐・
社会事業大学教授高瀬安貞・社会保険
研究所長国井国長の各氏。参加者約三
〇〇名。

一九日 社会福祉法人博愛社々長小橋カ
ツエ氏は一九日死去。氏は六〇年間孤
児救済事業に専念、また、キリスト教
婦人運動の開拓者として売春防止法

の制定につくした。三三年、藍綬褒
章、三六年大阪市文化賞を受賞。勲四
等宝冠章が贈られた。

二二日 民社党中央執行委員婦人対策委
員長、並びに日本婦人教室の会副会長
船山登美氏は、胃ガンのため死去。婦
人対策委員長の後任として衆議院議員
本島百合子氏が決定。

(三月)

二日 農林省主催第一二回農山漁家生活
改善実証発表大会を二、三、四の三日
間東京で開催。第一日は「①生産をさ
さえるわが家の健康生活の工夫 ②収
入や時間を上手にいかしたわが家の生
活経営 ③次代を担う子供の教育に力
をそそいでいるわが家の生活 ④家族
やグループのみなで力を明るくした
私達の生活の工夫」につき研究分科会、
第二日は協議分科会・都内見学、第三
日は総合研究発表会の後、秋山ちよ子
氏の司会による座談会「若者もとなに
農村になればのこる」がおこなわれ
た。参加者は全国の生活改善グループ
代表五三名と生活改善普及員四九名。

三日 文部省主催による全国婦人教育研
究集会が三日から五日まで私学会館で
開催された。「全国的に行なわれてい
る婦人の学習内容を検討し、そのとり
あげかたを研究することにより、学習
活動の充実をはかる」という研究主題
で、○学習内容は現在どのようなもの
がとりあげられているか○学習の対象

・機会をひろげるにはどんな内容にし
たらよいか○学習を充実させるために
どのような条件を整備するか等につき
討議。参加者は各県・市町村の教育委
員会の婦人教育担当者など。

八日 第一一回婦人月間が三月八日か
ら、四月一六日まで行なわれる。本年
の婦人月間スローガンは、○世界の婦
人と手をつなぎ、平和共存・民族独立
・完全軍縮をかちとる。○すべての婦
人は手をつなぎ婦人の解放をかちとる
う、というもので、八月には各地で国
際婦人デーの集会が開かれた。東京日
比谷野外音楽堂には約九千人の婦人が
集まり国際婦人デー中央集会が開かれ
た。主催は国際婦人デー中央実行委員
会で総幹・中労連・婦団連・日本母
親大会連絡会・日本婦人会議・新日本
婦人の会・婦人民主クラブなどが参
加。

一八日 子供を守るための「明るい家庭
づくり」推進大会が東京都社会福祉協
議会主催により開催。東京母の会連合
会、主婦連合会、地域婦人団体連盟な
ど婦人団体の主婦約千人が出席。青少
年犯罪を防止し、明るい家庭を作るた
めにとついたらよいかを中心話し合
った。

女子の就業者数と完全失業者数 (1963年12月)

産 業	女 子	男 子	計の割合	女子の割合	女子の前の比較
就 業 者	1,767	2,772	38.9	%	+ 3
自 営 業 者	256	701	26.7	%	+ 10
家 族 従 業 者	689	241	74.1	%	- 38
雇 用 者	817	1,826	30.9	100.0	+ 26
農 林 業	11	29	27.5	1.3	0
漁業、水産養殖業	3	14	17.6	0.4	- 2
鉱 業	4	32	11.1	0.5	- 1
建 設 業	45	204	18.1	5.5	+ 3
製 造 業	294	654	31.0	36.0	+ 10
卸小売、金融保険、不動産業	213	321	39.9	26.1	+ 6
運輸通信、電気、ガス、水道業	38	236	13.9	4.7	+ 3
サ - ビ ス 業 務	187	218	46.2	22.9	+ 9
公 務	21	118	15.1	2.6	- 3
完 全 失 業 者	17	19	48.5	%	- 2

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1963年12月)

産 業 別	女 子	男 子	男子に対する女子の割合
総 数	37,474	82,480	45.4
鉱 業	25,610	62,008	41.3
建 設 業	29,232	69,310	42.2
製 造 業	33,102	79,167	41.8
卸 売 業	38,924	84,597	46.0
金 融 業	54,087	112,840	47.9
不 動 産 業	41,988	114,090	36.8
運 輸 業	56,057	91,638	61.2
電 気、ガ ス、水 道 業	73,423	119,308	61.5

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○第一六回婦人週間実施

現代社会における家庭の役わり—産業化と家庭の問題—をテーマとして、四月一〇日から一六日まで第一六回婦人週間を全国的に実施した。

○第一二回全国婦人会議

第一六回婦人週間の中央行事として、四月一四日から一七日までの四日間、第一二回全国婦人会議を実施した。(本文2/13ページ参照)

○インドネシア共和国社会大臣の来日

婦人週間にあたり、労働大臣が特別来賓として招待したインドネシア共和国社会大臣ルシア・サルジョノ女史は、四月一〇日来日され、全国婦人会議に出席、総会に講演を行なった。その後、有識婦人との懇談会への出席、社会事業大学視察などを行なって、二三日帰国した。

○婦人少年問題審議会第六回婦人労働部会開催

三十九年四月二二日、婦人少年問題審議会第六回婦人労働部会が学士会館において開かれた。

○婦人少年局人事異動(カッコ内は前任)

北海道婦人少年室 島田 美智子
青森婦人少年室 堀内 礼子
神奈川婦人少年室 宮崎 積子
愛知婦人少年室 加藤 郁江
広島婦人少年室 佐々木 紀子
佐賀婦人少年室 鶴崎 啓子
以上採用 (四月一日付)

(直方労働基準監督署労働基準監督官)
福岡婦人少年室 脇坂 武子

(福岡労働基準局)
労働事務官 篠原 博

年少労働課法規係長 (四月一日付)

(和歌山地方方法務局法務事務官)
和歌山婦人少年室 滝野 広子

(群馬県立衛生研究所技師補)
群馬婦人少年室 吉川 典子

婦人課国際係長 (五月一日付)

労働事務官 秋山 常子

国連の人権に関するフェローとして参加のため、セイロン・ユーゴスラビア・スイス・デンマーク及び連合王国へ出張。

(期間) 自三十九年四月三〇日
至三十九年二月二一日

○「ごらんになりましたか」は都合により休載。

昭和三十九年五月一日 印刷
昭和三十九年五月五日 発行
婦人少年局 第十二巻第五号
通巻二百二十三号

定価六〇円 千六円

編集人 久米 愛

発行人 平林 たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(261)九五九七
振替口座東京一〇七九一四



森永製菓株式会社

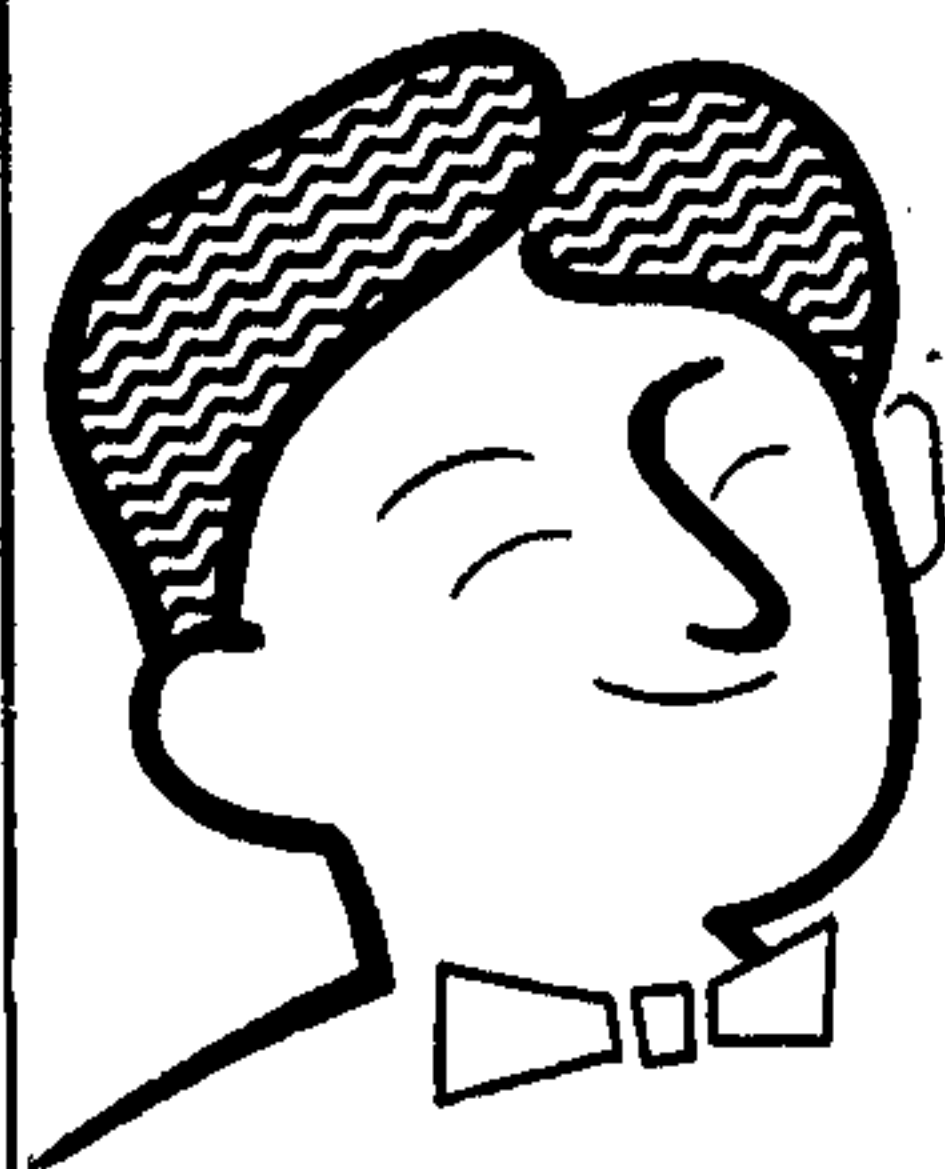


マンガやイニシアルが ピカピカ チカチカ
動くパレードバッジつき

森永パレード
チョコレート

チロリン村の人気者が 見えたり
かくれたり……美しいイニシアル
など みんなであつめましょう!

とれいでおいしい安全色
8色の〈セーフティカラー〉使用
どれもこれも やわらかい色
あんしんな色のパレードです



大衆に一番親しまれる

ケンシ **ポマード**

新 製 品

ケンシづつ **ポマード**

本舗 東京 ケンシ精香株式会社

電話 本社 例 2131 (代表)~3 大阪営業所
工場 例 4871・4872 電話 例 3327